

経 済 労 働 委 員 会 記 録
< 第 3 号 >

平成24年第3回沖縄県議会（6月定例会）

平成24年7月11日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

経済労働委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成24年7月11日 水曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午後3時43分

場 所

第1委員会室

議 題

- 1 乙第12号議案 沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例
- 2 乙第13号議案 沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 3 乙第23号議案 指定管理者の指定について（沖縄 I T津梁パーク施設企業集積施設）
- 4 陳情第81号、第102号、第113号、第114号、第119号及び第123号
- 5 閉会中継続審査・調査について

出 席 委 員

委 員 長	上 原	章 君
副 委 員 長	砂 川	利 勝 君
委 員	座喜味	一 幸 君
委 員	翁 長	政 俊 君
委 員	新 垣	哲 司 君
委 員	仲 村	未 央 さん
委 員	崎 山	嗣 幸 君

委員 玉城 満 君
 委員 瑞慶覧 功 君
 委員 玉城 ノブ子 さん
 委員 儀間 光 秀 君
 委員 喜納 昌 春 君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

商工労働部長 平良敏昭君
 産業政策課長 田中建治君
 産業政策課副参事 古堅勝也君
 情報産業振興課長 慶田喜美男君
 雇用政策課長 新垣秀彦君
 農林水産部長 知念武君
 水産課長 島田和彦君
 漁港漁場課長 安里和正君
 環境生活部自然保護課班長 渡嘉敷彰君
 文化観光スポーツ部長 平田大一君
 観光政策統括監 下地芳郎君
 観光政策課長 嵩原安伸君

○上原章委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第12号議案、乙第13号議案、乙第16号議案及び乙第23号議案の4件、陳情第81号外5件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。本日は、説明員として、商工労働部長、農林水産部長及び文化観光スポー

ツ部長の出席を求めています。

休憩いたします。

(休憩中に、商工労働部長自己紹介)

○上原章委員長 再開いたします。

まず初めに、乙第12号議案沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの乙第12号議案について、商工労働部長の説明を求めます。

平良敏昭商工労働部長。

○平良敏昭商工労働部長 まず初めに、乙第12号議案沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

この議案は、沖縄振興特別措置法の改正により、産業高度化地域制度が廃止され、新たに産業高度化・事業革新促進地域制度が創設されたこと、自由貿易地域及び特別自由貿易地域が廃止され、新たに国際物流拠点産業集積地域制度が創設されたことなどに伴い、地域の名称、定義を改める必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

この条例は、公布の日から施行する予定であります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより第12号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 今回いろいろと見直しがあったと思いますが、新たに変わったところの説明をお願いします。

○平良敏昭商工労働部長 特別自由貿易地域、また那覇市にある自由貿易地域が国際物流拠点産業集積地域制度になって、従来那覇市の自由貿易地域は、法人税に関する所得控除がありませんでしたが、うるま市の旧特別自由貿易地域と那覇市の特別自由貿易地域が一緒になって、法人所得の控除、35%が40%

に拡充されたということ。もう一つは、専ら要件が一部緩和されたことに特徴があります。また産業高度化地域、従来は沖縄本島の中南部を中心に13市町村が対象でしたが、これを離島も含めて産業高度化・事業革新促進地域ということで全県に広げて、離島からも物づくり産業等を育てていこうということで、この辺が特に変わった点です。

○仲村未央委員 全県地域を指定するに当たっての指定の要件は、各市町村の名乗りによるものですか。

○平良敏昭商工労働部長 基本的に全県については、従来は内閣総理大臣の権限でしたが、沖縄県知事の権限におろして、知事から各市町村長にその意向があるかどうかを文書で照会して、意見を求めて全県地域を指定しています。これは4月1日付で、産業高度化・事業革新促進地域を指定しています。

○仲村未央委員 所得控除ですが、35%から40%に上がったということですが、実際にはパーセントを上げる前に、所得控除の要件にたどり着くことのほうが今まで課題が多かったと思います。そういう意味では、たどり着かないものを上げて、そこにいけないということがあると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長 確かに仲村委員の御指摘も現実的にはそのとおりで、なかなか実績が出ていないということです。ただ、制度をつくって10年余りになりまして、これからの立地企業を含めて、今現状の雇用要件が20名以上ということになっています。もう一つは、海外から原材料を輸入して加工して、保税機能を活用して国内外に出すという機能を十分に使えていない部分があるので、これについては徐々にそういった企業がふえてくるのかと思っています。御指摘の部分については我々も理解しております。

○仲村未央委員 保税機能を生かしたいと商工労働部長はおっしゃっていて、これまでの交渉の頑張りはわかります。ただ国内のほかの保税制度と変わらないという中で、どのようにメリットを示せるかということ、メリットになり得ないわけです。特区という名前はあっても実際にはそこに入っていく保税制度をうまく活用しきれない、しきれないといえますか、結局ほかのところと一緒にとなると。その辺の見直しは何かありましたか。

○平良敏昭商工労働部長 仲村委員のおっしゃるとおりで、国にはいわゆる日本の関税法の中で自由貿易地域が位置づけられていません。つまり、あまたある保税機能の一つでしかない、これが一番の問題であると、10年前から私も国にずっと言い続けて、今回も言いましたが、現実にはこの辺は、関税法全体をさわるものなので、なかなか言っていない。ただ今回は、あえて自由貿易地域など名称を改めて、基本的にANAの国際物流ハブ機能をいかに使っていくかという視点で税制度に変えたつもりです。依然として保税機能という問題がありますが、これはいろいろと運用面も含めて、対応していきたいと思いません。

○仲村未央委員 今までは特区内だけに事業所を置いて、それ以外のところに置くと要件にはならないというような非常にあり得ないような要件が課されてきました。今回はそれはどのようにになりましたか。要件が変わったことで、立地企業にとって可能性はいかほど広がりますか。

○平良敏昭商工労働部長 この点も特別自由貿易地域を創設したときから、このように特区内でしかビジネスができないというスキームはあり得ないと、日本企業の経済活動の中において、10年前にも同じようなことを言いました。しかし、なかなかうまくいかない。今回、財務省とも直接話をして、やはりビジネス活動は特区外にもあると、そういったスキームに合うようにしてほしいということで、今回は20%、例えば旧特別自由貿易地域の中で20名であれば、20%なので5名以上か、20%以内のいずれか多いほうということで、5名を例えば東京都に営業部隊として置けば一従来は1人でもだめでしたが、この部分は一部緩和されたということで、製造業の場合は、基本的に工場が別であればいろいろと所得の配分の問題があるが、営業部隊のみであれば経費を全部ここで持つわけで、それはおかしいということで何度も申し上げてきて、一部緩和されました。

○仲村未央委員 一部緩和に至るまでにもこんなに時間がかかるし、労力を使われたと思います。これまで40年も振興計画をやってきて、そのほとんどを製造業を沖縄県に根づかせることが悲願であって、沖縄振興計画も毎回それを課題にしてここまできて、この期に及んで、まだここで要件をこんなにも置くのかと私は思います。ただ、皆さんの頑張りを否定するものではないので、今回の見直しは大きな見直しだったと思いますが、引き続き議会の側からも要件を緩和してほしいと要求はしますし、まだまだ交渉の余地は大いにあると思いま

すが、その辺はいかがですか。

○平良敏昭商工労働部長 おっしゃることは私も身を持って感じていることです。やはり製造業の振興は観光がリーディング産業、情報通信関連産業がこの10年内急速に伸びて、大きなリーディング産業の一つになってきているということで、この2つの分野に相当期待しています。ただ一方でやはり沖縄県が島嶼県であることを考えると、自給率の向上を含めてやはり製造業の振興は地場産業の振興も含めてきちんとやらなくてはいけないと思いますので、そこはしっかりとやっていきたいと思います。

○仲村未央委員 一般質問で少し触れましたが、たまたま私の質問と関連して特区内のある企業ということで、そういった指摘があるという声がありました。やはりせっかく頑張って誘致をされて、しかも皆さんが審査を通して立地をさせることはいろいろな優遇措置を伴っての信頼があるので、やはりこれは県の信頼にもかかわることだと思います。そういう意味では、引き続き一たん入った企業への継続的なフォローは、この企業だけに限らず入れただけではなくて、その後の持続的な支援の体制が問われているのかと思います。今、実際に機能しているかどうか課題がありますか。

○平良敏昭商工労働部長 今の御指摘の企業の件も含めて、我々がサポートセンターをうるま市と連携して設置をして、日常的に企業の情報を収集しているつもりですが、今回、このように10日ほど給料の遅配が出たということですので、もともと社長に対しては資金調達についてしっかりしてほしいと申し上げていました。この企業は非常にある面沖縄県の皮製品を、例えば八重山じゅうの革とか、宮古島とかそういった企業と連携して、非常にすばらしい革も試作品として出している企業です。やはり資金調達をしながらきちんとなしないと、そういった問題が出てくるので、そこはきちんと社長とも、他の企業も含めて、従業員の解雇にならないようにと話をしながらやっていきたいと思います。

○仲村未央委員 資金計画がどのようになっていたかは疑問があります。ただ人材育成事業を使ったということは、継続的な雇用、もちろん研修をして技術者として成長して、さらにはそこに働いてまさに継続的な雇用をさせるための基金だと思います。ですから、基金が切れたら雇用が切れるというならば、基金そのものの目的が問われてきますし、実績もこれで実績であるとは言えなくなります。そこは実際は県の基金をもとにして市町村もやっていて、非常に必

要性の高い基金の活用だと思います。そこをこういった事態に至ったことも非常に大きな課題ですし、そこに何があったのか、基金の切れ目で雇用の切れ目になってしまうようなことがないようにぜひ指導すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長 その点は御指摘のとおりです。今回の基金はうるま市と連携してやっているものです。基本的に継続雇用、また戦略人材の育成という前提でやっていますので、そういったことにならないように議員の御指摘はもっともですので、そこはしっかりと対応していきたいと考えています。

○仲村未央委員 よろしくお願ひします。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 今回の改正によって特別自由貿易地域内のメリット、これが改正されたことによって、いわゆる製造業を集積していく上でのメリットは何ですか。

○平良敏昭商工労働部長 先ほど申し上げましたが、法人税が通常の一般的なところでは、所得控除がないわけです。例えば、実効税率ベースで言いますと40%前後ですが、特別自由貿易地域で製造の内容に合致していれば法人所得から40%控除されますので、実質の実効税率が約18%から19%になります。その点は大きなメリットになります。基本的に黒字を出さないと税はなかなか控除されませんが、それ以外に固定資産税の減免などが地方税の中では入っています。そういった面でのメリットがあります。

○玉城ノブ子委員 具体的にそこに製造業を新たに集積していこうとなると、そういったメリットが出てくるとしても、なかなか製造業がここに進出してこないという問題があります。それについて具体的に、皆さんの方向としてどういった改正を要求していますか。

○平良敏昭商工労働部長 去る4月からスタートしている制度の中で、沖縄県としてアジアと競争できる税制ということで、香港、シンガポールの税率でいますと約17%前後です。そこと同程度の税制度にしてほしいということで、

結果として先ほど申し上げましたように、40%控除によって同じレベルの18%から19%の税率になります。もう一つは、保税機能等を活用して迅速に通関ができる仕組みです。そういうものを入れることによって、近年アジアの需要が、我が国の貿易が、従来は基本的に北米が中心だったものが、今は中国との貿易が大きくなってきています。そういった点では、今のアジアシフトという中で、沖縄県の位置をどう活用するかという問題がありますので、この辺をANAの物流ハブ機能と連携した仕組みということで、自由貿易地域とか特別自由貿易地域という制度を改めて国際物流拠点産業集積制度と直しております。ですから、こういった視点で今後付加価値の高い産業を誘致していきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 そういった視点は理解できますが、なかなか今までうまくいっていない部分がありますよね。最初からなかなかハードルが高いということがあって、特別自由貿易地域の土地もなかなか売れないという状況にきているわけですよね。そういった点からするとこの問題をもっと深く掘り下げて、どのような改正を求めていくのかということで、きちんとした方針で臨んでいかないと、本来の特別自由貿易地域の製造業を中心としたものからかけ離れた状況が既にありますよね。それがなかなか進んでいかないとということがあります。そういう点について今後、本来の特別自由貿易地域にふさわしいものにしていくかということについての商工労働部長の方針をお伺いします。

○平良敏昭商工労働部長 企業の立地は制度がすべてではないと思います。制度も非常に重要ですが、投資環境など制度以外の部分もとても重要だと思います。なぜ沖縄県に製造業が集積しにくいのかということは、やはり周辺産業が少ないということで、下支えする産業が少ないということで、その辺が単独立地型の企業しか来にくいという現状があります。その辺を改めようということで、いわゆる金型などの基礎を支える分野を誘致しながらやっています。新聞等でも報道がありますが、上場企業1社と連携した企業が4社、合わせて四、五社がワンセットで近いうちに立地予定です。いわゆる付加価値の高い産業を誘致できる仕組みをいろいろとやってきました。もう一つは、県の工業団地の価格が全国の工業団地に比べて高い、2倍くらい高いです。これを今回半額程度に引き下げました。そういった点での、みずからの我々沖縄県側の投資環境をただ制度に頼るだけではなくて、我々自身もそういったところを企業が立地しやすい環境をつくって、この両方をうまく組み立てながらやっていきたいと思っています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 一部改正をしたことによって拡充されるものもあると思います。先ほどありましたように、所得控除率が35%から40%に拡充ということですが、従来言われている問題点として、この控除そのものが企業設立後10年間という限定があって、この企業が黒字化されるまでに時間がかかるという意味では、拡充されようがされまいが10年間というスパンで企業が黒字化させないという意味では、なかなかそういった恩恵を享受できないという問題点をクリアしないと40%に控除率を上げて受けられない問題があると思いますが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長 大変つらい質問で、私も全く同じことを国に要望してまいりました。企業のサイクルは15年から20年くらいです。ですから10年間ということがそもそもおかしいと言ってきました。つまり製造業が黒字化するのに5年、特に零細企業のケースが多いので、最低でも5年かかり、あと5年しかないとなると、委員のおっしゃるとおり企業のサイクルが15年から20年なので、それを考えるとやはり15年くらいは必要だろうと制度当初のときから含めて国には何度も申し上げてきましたが、なかなか沖縄振興計画が10年スパンなので10年単位だということが現状です。

○崎山嗣幸委員 内部で相当議論されましたか。

○平良敏昭商工労働部長 結局は沖縄振興特別措置法の範囲内ですので、10年のスパンに合わせました。

○崎山嗣幸委員 合わせたわけですね。

○平良敏昭商工労働部長 はい、そのとおりです。

○崎山嗣幸委員 沖縄振興計画の10年に合わせたわけですね。必ず合わせなくてはならない理由がありますか。予算のめどなどもあると思いますが、これを超えてとといいますか。今後、課題があると思いますが、解消する方法や手立てを今後検討する余地はありますか。

○平良敏昭商工労働部長 制度そのものがすべて沖縄振興計画に乗っかっているのです、その中でしか動きません。

○崎山嗣幸委員 いずれにしても沖縄振興計画の10年スパンの範囲と言っていますので、この課題が解消されないとせつかくの拡充が絵にかいたもちになってもしょうがないので、ここは引き続いて検討することをしないと、10年のスパンがあったとしても、期間の問題についてはめどといたしますか、その辺はこれから何らかの方法で恩恵を受けられるように検討する必要があると思います。

○平良敏昭商工労働部長 直接その部分にかかわる改正はなかなか困難だと思います。ですから、今やっていますのは、土地の分譲価格を全国並みに引き下げることによる投資環境の整備などをきちんとやっていく部分が、今後は重要かと思います。

○崎山嗣幸委員 今回、特区外を拡大したことやあるいは業種も拡大されていますが、拡大したことによる効果といたしますか、例えば雇用の問題に波及するかどうか、経済効果というシミュレーションを描いていますか。従来の問題もありながらも、そういった今回拡大していることに対する効果を描いていますか。

○平良敏昭商工労働部長 具体的な効果はまだ十分には描いていません。

○崎山嗣幸委員 いずれにしても既存の企業立地も含めて拡大も含めて、これから課題がたくさんあるので、沖縄県のこれからの企業立地、雇用問題も含めて、従来のものを検証して、今、皆さんが提起されているものがスムーズにできるように努力をお願いします。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 ハブ貨物空港を利用して県域内の生鮮食料品、加工品等の送り方の話です。今、輸送を含めて特段の配慮をされていますが、一定の量にならないと輸送費の補助対象にならないということがあって、なかなか一定量の品物を加工しないと採算が合わないという使い勝手の悪さが言われています

が、そういった面の課題を解決していかないと、大きな枠組みの改善がされても現場としての改善をしていかななくてはいけないと思いますが、その現状とこの辺の使い勝手をどうしていくかについて伺います。

○平良敏昭商工労働部長 委員のおっしゃっている話は離島などのことかと思えます。沖縄本島については、今回実証的な部分といいますか、物流コストをどのように改善できるかということで、例えば、東京都や大阪府に企業がまとめて置けるような倉庫をできないかなども検討しています。つまり、物流を合理化できないか。もう一つは、沖縄県側で物流をできるだけ小口のものをまとめる仕組みはないかなど、まとめて送ればコンテナが1つになるので、そういったやり方によって引き下げはできないのかという検討をする事業を今回予算措置しております。離島の場合は大半が農林水産物だと思います。この辺については、農林水産部のほうで36億円の予算措置をしています。なかなか財務省との関係でやりとりが続いています。いずれにしても離島の農林水産物の物流コストはかなり軽減されてくると期待しています。

○座喜味一幸委員 特に放射能の原子力発電問題以来、出たのは、沖縄県の生鮮食料品に関して、放射能検査をしっかりとした証明書をつけてきなさいということがあって、送ることができなかったということがありました。放射能の検査態勢も含めて、今の生鮮食料品に対する品質証明書の出し方、食品証明の出し方に時間がかかりすぎてとてもじゃないという面があります。特に放射能等については極めてこの態勢ができていないということがありました。この辺を含めて、基本的なところを整理しなくてはいけないと思いますが、いかがでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長 その業務については、環境生活部と農林水産部が主に所管していますので、なかなかコメントしづらいです。確かに東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、海外に輸出する場合には、工業製品も含めて放射能の検査が必要でした。1件当たり7万円ほどかかるのでなかなか大きな負担になっているという話は聞いています。ただいずれは改善されていくのかと考えています。

○座喜味一幸委員 横の連携を見ながら整備をしなくてはいけないと思えます。今のハブ空港の物流の産業集積というイメージで宮古島、八重山の離島を含めるという話がありますが、こういったイメージですか。

○平良敏昭商工労働部長 宮古空港、新石垣空港が完成して今後航空路線がどのようになっていくのか。まずはダイレクトに宮古空港あるいは新石垣空港から今後飛行機が飛ば、飛行機のお腹を使って輸送する仕組み。もう一つは、那覇空港のANAのハブ機能を活用した仕組みのこの2つを恐らく追求していかななくてはいけないと思います。例えば、今後特に新石垣空港の場合は、恐らく台湾や中国に行けるのか否か。また今後JTAがそういった方面にも行くのかによって、宮古空港と新石垣島空港の使い方がいろいろと出てくる可能性があるわけです。それをうまく使う仕組みと、那覇空港と今でも結んでいるので、ANAの物流ハブ機能を使って、前日の夕方、当日の夕方まで集めたものを那覇に持ってきて、翌朝には届く仕組みだと理解しております。

○座喜味一幸委員 非常に大変おもしろい事業の展開のやり方があると思いますので、知恵を絞ってぜひトータルとして仕組みづくりをお願いします。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 これまで特別自由貿易地域も含めて特区をやってきましたが、この間、国家プロジェクトとして沖縄県の特別自由貿易地域については、アジアに向けた、ある意味でも国が戦略的な位置づけで制度設計をしてくれたら、なおさらいい形ができただろうと思います。しかし、なかなか高いハードルがあって難しいと。この間、努力はされてきたでしょうが、今のような形であと10年頑張ってみても、アジアが日本の貿易額の50%を超える状況の中で、沖縄県の位置づけをどのようにするかは、県が独自で戦略的なものを考えなくてはいいませんが、實際上、沖縄県が置かれている地理的な問題も含めて、地図の紙面上で見ると限りにおいては、優位性が並べられています。実体経済の中で沖縄県が、アジアの市場とどのようにコンタクトをとっていくかということになると、現実は大変厳しいと思っています。そういった中で、今、改正特区の制度設計がなされて、40%の所得税減税をつくったり、幾つかのインセンティブをつくってもらっていますが、ただこれのみではグローバル化している社会の中で、沖縄県を飛び越えてアジアに進出しているのが日本全体の産業の現実です。進出の面から見ると、沖縄県を飛び越えてアジアに向かっている。これをどのように沖縄県に呼び込んで、ここに立地していく条件をつくるのが勝負だと思います。これまで大変な国との交渉があったと思いますが、沖縄

県がこれだったらやっていけるという絵のようなものの説明はできませんか。こういったものであれば沖縄県は外国と勝負ができる。外国の特別自由貿易地域も含めて、沖縄県を飛び越えてアジアに進出するのではなくて、製造業を含めてこの形だったらできるのではないかという、皆さんが持っている制度設計のイメージをきちんと語ってください。

○平良敏昭商工労働部長 大変難しい御質疑です。まずこの10年、20年ばかり沖縄振興計画にずっと携わってきて一番感じるのは、沖縄県は日本の中でも海を隔てて、歴史、文化的にも違う、そういった意味では一国二制度をきちんと位置づけるべきだと思います。今は的でしかありません。つまりそこに問題があるわけで、一国二制度、沖縄県の実態、歴史的な実態、位置の実態も含めてこの辺の整備をしないとなかなか難しいと思います。税がすべてではないが、少なくとも金融取引においても、例えば、シンガポールや香港などはキャピタルゲイン税が無税です。日本は20%です。これをとりあえず来年の3月末までは10%に引き下げているわけです。いろいろな面で周辺諸国とのいろいろな問題があって、なかなか金融特区をやろうとするとこういったところで引っかかることがあります。やはり沖縄県については、沖縄県の経済が一国二制度にしたところで日本経済の何十%を担うわけではないので、アジアとの連携を含めていくとこの辺をしっかりとやることと、物流の問題です。特に物流の問題がカボタージュの規制等も含めて、もちろんカボタージュ問題は株式会社琉球海運の問題もありますが、やはり物流も委員がおっしゃったように、沖縄県は地図の上ではアジアの近く、しかし物流コストからいうとハワイより遠いところにあるような現実があります。その辺を含めて今後どのように対応していくのかがなかなか委員の御質問にはお答えができませんが、そういった感覚を持っています。

○翁長政俊委員 今の沖縄県の置かれている社会構造、産業構造を含めて、現実に所得が全国で最下位、雇用問題も全国の2倍近い失業率がある。これは大きな社会的不安要因として沖縄県がずっと抱えている課題です。ここをどのように切りかえていくかということになると、やはり沖縄県で経済的な問題を含めて産業基盤をしっかりとつくっていかねばこの2つの課題はずっと残ります。ですから、ここを打開しようということ、いわゆる40年にわたる振興計画が行われ、産業構造を変えようということをやってきた。その中でも特に製造業の分野にもっと目を当てて、雇用問題も含めて雇用吸収力があるような産業をつくらなければ沖縄県の雇用形態から含めてうまくいかないだろうと思

います。復帰以前には17%近かった製造業が、復帰を迎えてこの40年間で6%、産業構造全体の6%や7%、5%まで落ち込んでいる現実は、今の雇用問題と比例していると思います。数字をきちんと並べてみると比例していると思います。問題点はわかっているのに、わかっているものをどのように打開していくかなので、その中でいわゆる一国二制度的の的を除く努力です。ずっと国と交渉してきたらうと。今回の改正をやる段階でも交渉をしてきたらうと。交渉した中で感じている乗り越えられない障壁は何ですか。

○平良敏昭商工労働部長 先ほどの言葉に尽きますが、1つの国で2つの制度はないということが国、各省庁の役人を含めて、そこがなかなか一歩踏み切れない、飛び出せないということだと思います。ここはどのように説明をしてもなかなかうまくいかない。その辺が先ほども自由貿易地域の話もしましたが、関税法の中に自由貿易地域という文言が法律の中で一つもないわけです。沖縄の自由貿易地域は保税地域の一つなのです。例えば米国のフリートレードゾーンの法律の中では、フリートレードゾーンは我が国の関税領域外と明確に位置づけられています。この辺の部分が残念ながら沖縄県の自由貿易地域は、単に沖縄県の振興対策の内向きの政策なのかという思いが、この辺が国の役人が根本的に改めるべきところといたしますか。つまり、沖縄県を活用して外向きに何をするかという感覚よりも、単に地域振興策の一つでしかない感覚があるのかなと思います。

○翁長政俊委員 私は沖縄県全体で戦わなくてはいけない一番大きな部分だと思っています。まさに沖縄県の格差是正のための制度設計であって、沖縄県を国家戦略的に、アジアに向けて切り込んでいくための戦略的な拠点としての位置づけを国自体が持っていません。ある意味では国家プロジェクトはないと思っています。そういったところに問題があると思います。この制度は現実に新しい制度ができたので、バージョンアップさせて変えていく作業はこの10年の間で可能ですか。

○平良敏昭商工労働部長 可能といたしますか、要は沖縄県側が県民、議会の皆さんも含めて今後こういった方向で一致して取り組んでいけるのかにかかっていると思います。ただ、沖縄振興特別措置法が10年に一度のスパンになっているので、それをいつの時点で今の制度を検証してやはりこれはだめだということとやるかという検証時期も必要だと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 産業高度化・事業革新促進制度を沖縄全県に広げたという理由です。いいことだと思いますが、先島地域についてどのような展開を考えて、今回このように枠を広げましたか。

○平良敏昭商工労働部長 今回、大きなテーマの一つでありました、いわゆる沖縄21世紀ビジョンの制作に私も企画部でかかわってきて、やはりもう少し離島に目を向けるべきではないかと。沖縄本島中心になっていないかということが私自身の中でもいろいろとありました。やはり従来の産業高度化地域、改正前の産業高度化地域は沖縄本島中南部の13市町村を中心としていて、同じ企業が同じ投資をしてもその13市町村の企業は税制で優遇されるが、残りの市町村の企業は優遇されないことはおかしいということで、かなり国とも激論してようやく理解してくれて、地域の中小零細企業等のイノベーションを図ると、同じような地域からも、やはり物づくりは地域に根ざして雇用にも貢献します。こういったものをしっかりと税制で目を当てていくことも一つの方法だということで、今回は全県に広げることは苦労しましたが、何とか地域指定の権限を知事におろしてもらいました。またもう一つは、投資額が1000万円以上のものしか税制優遇措置を受けられませんでした。備品等については500万円、要求としては100万円としましたが、500万円と少し中小零細企業の規模に水準を落としました。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 多くの委員から質疑がありましたが、復帰40周年ですが、失業率も本土に比べて倍、所得についても本土の70%程度と一向に変わっていないです。これは政治が悪いと思いますか。

○平良敏昭商工労働部長 我々も含めて制度、どうもやはり我々も自己反省もあります。制度に重点を求めています。我々がみずから努力することもたくさんあるだろうという思いがあります。例えば、工業団地の価格にしても、企業立地を促進するといいいながらも、なかなか一方で莫大な借金をして工業団地をつくってきたわけですので、今回は改正しましたが、借金が130億円ほど

残っている中で土地の価格を下げるのはいかなものかという議論等もあり、なかなか思うようにいかない部分もありました。そういった沖縄県側がみずからやるべきこと、もう一方で国に求めるべきことがうまくかみ合う仕組みをつくっていかないとなかなか国だけのせいにしてはよくないし、我々みずからも厳しい財政事情の中でもそこはきちんとやっていくという仕組みが必要だと思います。

○新垣哲司委員 仕組みも話し合っていますが、一向に改善されていないわけです。努力はしていますが結果が出ないという感じです。つまり産業を生かすところ、特に糸満市の工業団地は非常によい例だと思います。雇用においても立派に執行しています。そういった形で自由貿易地域や中城湾港など、これからの戦略としてどういった形で、まだあきがあるところなど、どのように思っていますか。

○平良敏昭商工労働部長 今、経済が著しい成長にある中国を初めとする東アジア側をターゲットにするにはどういった取り組みが必要かという一点に尽きると思います。もちろん国内マーケットへのウェイトが圧倒的です。しかし、将来的に見た場合、日本の人口はどんどん減ってくる。マーケットの拡大はなかなか難しいので、我々としてはANAの国際物流ハブ機能をいかにうまく活用していくかというところを重点に、今後産業の展開に。例えば、県産品の販路拡大にしてもヤマト運輸株式会社が先日沖縄に立地する際に見えてましたが、従来、海外に物を送るときには3日ほどかかっています。ところが那覇空港のANAの物流機能を使えば、当日の夕方まで集荷したものが那覇に着くのが1時前後で、積みかえて5時には飛んで朝には上海などに着くという機能をうまく使う、これは農水産物にとってはチャンスだと思います。生鮮食料について、こういったものをいかに活用していくかという部分が特に大きいと思います。もう一つは、製造業が話題になっていますが、情報通信関連、IT産業はかなり集積してきておりますので、今アジアとの交流などを含めてやっていけばかなり可能性があると思っています。もう一つは、製造業などを支えるのはすべてIT技術です。ですから沖縄県にもIT産業がかなり集積してきましたので、ここと連携した産業をどのようにつくっていくかということをもう一つの基礎はITはかなり集積しているので、そことうまく連携した産業展開は新たな芽生えとして今後取り組みべきテーマだと思います。

○新垣哲司委員 商工労働部長のおっしゃるとおり沖縄県に入るのはいいので

すが、問題は沖縄県からどのように送るかということがポイントです。今これが欠けています。抜本的に改善するにはどういったことが必要ですか。

○平良敏昭商工労働部長 沖縄県で貨物をふやさなくてはいけないわけです。例えば、県外から持ってきて沖縄県で中間加工をして出すとか、そういったことによってここで産業を興す、加工系の雇用をふやす。もう一つは、県内産の物をふやさなくてはいけないわけです。離島の貨物をいかに那覇に集めて、あるいはダイレクトな方法もありますが、那覇に集めて中間加工ができるのかどうか。こういった取り組みを、今後、県内貨物をふやすことと県外からいかにして沖縄県に貨物を持って来る仕組みを構築していくか。この辺によって、例えば、物流センターは従来は倉庫的な感じでしたが、現在の物流センター、例えばヤマト運輸株式会社の川崎市の物流センターを見ますと、既に修理などのリペアセンター、パーツセンター的なものを誘致していくことが肝心だと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第12号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第13号議案沖縄 I T 津棟梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの乙第13号議案について、商工労働部長の説明を求めます。

平良敏昭商工労働部長。

○平良敏昭商工労働部長 28ページをお開きください。

乙第13号議案沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

この議案は、現在、沖縄 I T 津梁パーク内に新たに整備しているアジア I T 研修センターが来年4月から供用開始する予定であることから、同施設を公の施設として沖縄 I T 津梁パーク施設に加えるとともに、使用料の徴収根拠を定める必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する予定であります。準備行為に関する規定については、公

布の日から施行する予定であります。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより第13号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 アジア I T 研修センターは何をするところですか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 アジア I T 研修センターは、基本的には今後の情報産業の振興を図っていく上で非常にアジア展開が重要であるという考え方から、具体的に県内の I T 企業のアジアへの進出を促す、またアジアの人材を活用して、アジアと国内の企業が展開するビジネスを沖縄県で展開していただく。そういった形でのアジアビジネスの集積を I T 津梁パークに図っていきたいと。そのために重要なことが人材です。もちろん、それに対応できる県内の人材をまずは育成していくことに重点をおいて、アジア I T 研修センターがあります。具体的にはアジアビジネスを展開する企業だけではなくて、現状の国内のプロジェクト案件の受注を進めていくためにも必要な人材を育てていくという形で、実際の企業が使いやすい機能を備えた研修施設を整備しているところです。

○仲村未央委員 具体的にはアジアで実際にどういった技術や、ビジネスをやっているところがこちらに来て人材育成の研修をしているのですか。だれが研修の講師をするのですか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 アジア I T 研修センターは企業が利用することを想定しております。

○仲村未央委員 人材育成を施す側はどこですか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 アジア I T 研修センターの一番の機能は O J T 研修です。実際の企業活動に即した人材を育成することです。基本的には企業が講師になります。実際のプロジェクトに即した研修を提供することになっ

ています。

○仲村未央委員 やりながらこのアジア I T 研修センターを活用して、そのままビジネスとしてやってくださいということですか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 そのとおりです。

○仲村未央委員 ニーズが非常に高いということはおっしゃるとおりだと思います。今、皆さんが I T 関連企業で進出をしているそれぞれの業種、情報サービス、コンテンツ、ソフトウェア開発、コールセンターなどとおおまかに分けていますが、この中において今言うアジアとのビジネス展開はどの業種が期待されていますか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 基本的には利用する企業としては、ソフトウェア開発の部分です。もう一つは、組み込みソフトウェア関係のテストング事業等々を展開していく企業の利用を想定しています。

○仲村未央委員 入居する見通しといたしますか、そういった企業のニーズは実際には本土企業、県外からの企業がここに来てやるということですか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 基本的には県内、県外企業が合同で利用するという形を想定しています。

○仲村未央委員 皆さんの中では、既にこういった研修センターをつくるということに対するニーズが前提にあって、そこに至っていると思います。既に問い合わせなどはありますか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 実際に I T 津梁パークの中に入居している企業の中でも同じような事業展開している企業がありまして、さらに展開を広げていこうというニーズがありました。そのニーズを踏まえて、今、施設の設計などを進めているところです。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 指定管理料は出ますか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 指定管理者の指定については今後の議会、11月定例会を想定しておりますが、その際に指定管理者の指定の手続きを取ることと考えています。

○崎山嗣幸委員 今回は条例の制定だけですね。

○慶田喜美男情報産業振興課長 はい。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第13号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第23号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの乙第23号議案について、商工労働部長の説明を求めます。

平良敏昭商工労働部長。

○平良敏昭商工労働部長 乙第23号議案指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

42ページをお開きください。

この議案は、沖縄 I T 津梁パーク施設の企業集積施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。沖縄 I T 津梁パーク施設の企業集積施設の管理は、沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例により、指定管理者に行わせるものとなっておりますが、その候補者として、FROM&TTCコンソーシアムを選定しております。なお、指定期間は平成24年8月1日から平成25年3月31日とする予定であります。

以上が、商工労働部関係の議案の概要であります。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより第23号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、

重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 このFROM&TTCコンソーシアムに指定した経緯を説明してください。

○平良敏昭商工労働部長 特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構は、沖縄県の情報産業振興の中で中心的な推進役を果たしてきた組織であり、一番情報関連企業の相談など、施設管理者として非常に適任です。またTTCはインキュベーション機能など、技術的な部分で企業の育成、創出に貢献した団体です。一番これらが連携したFROM&TTCコンソーシアムが適した組織であるという認識でここを選定しました。

○玉城ノブ子委員 指定管理者の公募はしていないのですか。随意契約ですか。

○平良敏昭商工労働部長 今回は公募はしておりません。既に今のIT津梁パークの施設をFROM&TTCコンソーシアムが指定管理を受けています。新たにこの部分を全く別の組織に指定管理するとコスト的に高くなる。今受けているメンバーでほとんど管理できるので、わざわざ別の管理者を指定するとコストが高くなりますし、もう一つは、先ほど申し上げたように、IT企業の中身を理解してきちんと施設運営ができる団体がほかにあるかとなると、なかなか難しいという点から勘案してFROM&TTCコンソーシアムを指定しました。

○玉城ノブ子委員 これは県が出資する外郭団体ですか。

○平良敏昭商工労働部長 フロム沖縄推進機構はNPO組織で、特に県が出資はしていません。もう一つのTTCは資本金の24%を県が出している団体です。

○玉城ノブ子委員 企業立地促進センターへの民間IT施設の整備見込みはどのようなになっていますか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 企業集積施設は既に6月1日で完成して、供用開始しております。実は2月定例会で設置条例を提案しまして、承認をいた

だいております。その後に指定管理者の指定手続をするということで、今定例会にしか間に合いませんでした。供用開始はしておりますが、県が直営管理しているものを今回指定管理者の指定管理をするという流れです。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 I T津梁パークの中に保育所がありますが、運営されていますか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 I T津梁パークの保育園については、入居企業の企業内保育所ということで4月に開所しております。

○仲村未央委員 以前、見学した際にあいていたので、非常にもったいないと思いましたが、今はきちんと活用されているということですね。

○慶田喜美男情報産業振興課長 既に定員に近い子供を預かっています。

○仲村未央委員 指定期間が平成25年3月31日と非常に短いですが、理由は何ですか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 現在のI T津梁パークの指定管理者であるFROM&TTCコンソーシアムに一体的に管理していただくために、指定することになりますので、現在の指定管理者の指定期間に合わせました。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 I T津梁パーク施設企業集積施設に、今、現実にどれくらいの企業が集積していますか。

○平良敏昭商工労働部長 1号棟、2号棟は全体が埋まっています。企業集積施設といいますのは、企業のニーズに応じて一今回、株式会社セシルコミュニケーションズが入居しましたが、企業のニーズに合わせて建物を、民間を活用してつくる仕組みで、今後、立地企業が出てくるならば、その企業のニーズ

に合う形で集積施設をつくっていくということですので、今現在はすべて埋まっているという理解でいいと思います。

○翁長政俊委員 目標としてはどのくらいの規模ですか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 今後、こういった企業集積施設に企業を誘致していったって、IT津梁パーク全体で約8000名の雇用を創出したいと考えております。平成19年度の構想では、こういった企業集積施設を約13棟建設して、1棟1社という構想です。

○翁長政俊委員 13棟の中にはそれぞれ幾つかの企業が張りついていきますか。13棟、各1棟の中に幾つかの会社が張りつきますか。こういった形態ですか。

○平良敏昭商工労働部長 当初つくった計画では、基本的には1社1棟という前提です。ケースによっては2社1棟もあると思います。例えば、今回株式会社セシールコミュニケーションズが6月に入居しており、1棟で500名です。今後1000名までふやしていく計画があります。ですので、8000名というのはこういった企業が順調に立地していけば、必ずしも不可能な数値ではないという考えで、IT産業については誘致を進めていきたいと考えております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第23号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、商工労働部関係の陳情第102号外3件の審査を行います。

ただいまの陳情について、商工労働部長の説明を求めます。

平良敏昭商工労働部長。

○平良敏昭商工労働部長 それでは、商工労働部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

議員のお手元に、経済労働委員会陳情に関する説明資料を配付しておりますので、1枚めくっていただき、その目次をごらんください。

商工労働部関係は、4件となっております。

それでは、説明資料の1ページをお開きください。

陳情第102号、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情について御説明いたします。

陳情者は全駐留軍労働組合沖縄地区本部執行委員長與那覇栄蔵です。陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

平成24年3月末現在、嘉手納基地以南の5施設において約3900人の従業員が勤務しており、今後の状況いかんによっては、雇用継続が困難になる事態も懸念されます。駐留軍従業員の雇用対策につきましては、沖縄県としても重要課題と認識していることから、法の延長につきましては、基地を抱える他都道県と連携をとりながら、7月27日に予定されている全国渉外知事会を通して、関係省庁に対して要請を行ってまいります。

続きまして、説明資料の3ページをお開きください。

陳情第113号、四国電力伊方発電所3号機の再稼働反対を求める意見書の提出に関する陳情について御説明いたします。

陳情者は難波希美子であり、陳情の要旨、要望の理由は省略し処理方針を御説明いたします。東京電力福島第一原子力発電所の事故は、国民の生命や社会経済全般にわたり、多大な影響を及ぼしている重大な事故であることから、引き続き政府や東京電力株式会社において適切な対応が求められます。四国電力伊方発電所3号機については、原子力安全・保安院が3月26日に「安全性に関する総合評価に係る報告書」の評価をし、原子力安全委員会へ報告を行っているところと聞いております。原子力発電所のない沖縄県においては、再生可能エネルギーの導入について、各種施策を積極的に展開していく考えであります。

続きまして、説明資料の4ページをお開きください。

陳情第114号、関西電力大飯発電所3、4号機の再稼働撤廃を求める意見書の提出に関する陳情について御説明いたします。

陳情者は難波希美子であり、陳情の要旨、要望の理由は省略し処理方針を御説明いたします。東京電力福島第一原子力発電所の事故は、国民の生命や社会経済全般にわたり、多大な影響を及ぼしている重大な事故であることから、引き続き政府や東京電力株式会社において適切な対応が求められます。政府においては、計画停電や電力料金の大幅な高騰といった日常生活への悪影響をできるだけ避けるため、また、国民生活を守る手段として、立地自治体の理解のもと、関西電力大飯発電所3、4号機の再稼働を6月16日に決定し、3号機が7月9日からフル稼働しております。原子力発電所のない沖縄県においては、再生可能エネルギーの導入について、各種施策を積極的に展開していく考えであ

ります。

最後に、説明資料の5ページをお開きください。

陳情第119号、融資制度の拡充を求める陳情について御説明いたします。

陳情者は義永裕次であり、陳情の要旨、要望の理由は省略し処理方針を御説明いたします。陳情者の融資相談について、沖縄県信用保証協会に確認したところ、今回の案件については、陳情者に数度にわたって説明を行ってきており、申請内容、事業計画等を総合的に判断した結果、保証対象に該当しない旨回答したとのことです。融資等の個別取引に関しては、県は関与すべきでないことから、事業計画の変更等を含め、審査にかかわる内容については、当事者間等での調整を図っていただきたいと考えております。

以上が、商工労働部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 陳情第102号についてお聞きします。この駐留軍関係離職者等臨時措置法の延長もそうですが、7月13日に全駐留軍労働組合が24時間ストライキをやるという報道がきょうの新聞にありました。当局が7月13日に年休を出す人は無給にするという通達があったということがありました。全駐留軍労働組合の駐留軍関係離職者等臨時措置法を含めて、かなり駐留軍と労働者の状況が悪化している認識はありますか。

○平良敏昭商工労働部長 きょうの新聞報道は読みました。基本的には国が雇用して米軍のほうで実際に働いてもらうということですので、基本的には沖縄防衛局がきちんこの辺の問題を処理するべきだと思います。ただ、いろいろな問題がありますので、その辺は県としてもしっかりと対応していく必要があると思っています。しかし、今回のストライキ予定日の年休を認めるということで、いろいろな最高裁判所の過去の判例等を見ますと、なかなか厳しい判決

も出ております。基本的にはそういった最高裁判所の判決も出ておりますので、沖縄防衛局においてしかるべき対応が必要だと考えております。

○玉城満委員 結局は今後、嘉手納基地以南の施設が返還されてくると、3900人。今の全駐留軍労働組合の内部ではシミュレーションをしていると思います。そういったシミュレーションで徐々に新規採用を少な目にして、埋め合わせを少なくしていくというシミュレーションをしております。例えば、県としても3900人は経済問題にも発展する雇用です。このシミュレーションに対して県の窓口としてもある程度相談に乗るという流れを今後つくっていただきたいのですが、いかがですか。

○平良敏昭商工労働部長 相談窓口をつくってほしいということですが、県としてはどういった対応ができるか。基本的には沖縄防衛局が役割をきちんとすべきだと思います。我々としては全駐留軍労働組合地区本部と連携して絶えず情報交換をする仕組みは当然やっていくべきだと思います。しかし、県がどういった視点で役割が果たせるのか、これは沖縄防衛局に対して、絶えずその辺の申し入れをしていくという方法しか今のところないのかと思います。

○玉城満委員 今回も駐留軍労働者の生活確保と日米地位協定の関係に関する意見書を後で提案させていただきますが、労働者の皆さんは県議会にこういった要望や陳情、意見書を求めてきます。そういったときに県がもう少し積極的に沖縄防衛局やアメリカの政府機関、今回はATSあたりに対しての一つの圧力とは言いませんが、県の公式な見解で抗議なり意見を言うことが今後必要だと思います。ですから、沖縄防衛局の仕事であるとか、これは領事館に直接行ってもらわなくてはいけないとかではなくて、県の見解として経済問題の一端として取り組んでいただきたいと要望します。

○平良敏昭商工労働部長 玉城委員のおっしゃることはもっともだと思います。私どもも当然沖縄県内の雇用者が不利益をこうむらないことが県政の重要課題であるとも思っていますので、何ができるかは別にして、少なくともそういった問題に関しては絶えず敏感に判断して、必要な申し入れはやっていきたいと考えております。

○玉城満委員 次に陳情第119号についてお聞きします。この内容を見ますと、融資制度の拡充とは新たなる県に対しての融資制度をつくっていただきたいと

いう要望ではなくて、個人に融資してほしいという陳情を今後この場に持ってきますか。

○平良敏昭商工労働部長 これは執行部に聞く内容ではないのではないかと思います。

○上原章委員長 休憩いたします。

(休憩中に、陳情受付について、玉城満委員から意見が出ていた旨、議事課へ伝える旨委員長より説明があった)

○上原章委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 陳情第102号についてお聞きします。この陳情の中にこういった、特に5施設については基本計画を日米で作成するとありますが、そういった手続になっていますか。

○新垣秀彦雇用政策課長 基本計画ですが、日米両政府が4月27日にキャンプ瑞慶覧や牧港補給地区など本島中南部米軍5施設、区域については13カ所に細分化し、沖縄県に速やかに代替施設が提供され次第、在沖縄海兵隊の国外移転後の3段階で返還する方針を示したことに伴って、年内に具体的に返還計画を策定するというところまで出ているのですが、詳細については今のところは把握しておりません。

○仲村未央委員 返還計画の中で雇用の対応については、基本的に日米間の協議事項として離職者対策も取られるということですか。それが合意されているのですか。

○新垣秀彦雇用政策課長 我々も詳細についてはわかりかねますが、実際には先ほどの嘉手納基地以南の5施設の3800人、海兵隊ほかの施設の4900人、このくらい的人数が今後の返還に伴って影響を受けるだろうと、その中でどのように職業訓練をしていくのか、支援をしていくのかという計画等があるかと思いますが、そういったものが示された後に県も防衛省、厚生労働省などの支援

を受けながら雇用者の指導、支援をしていくということになると思います。

○仲村未央委員 これだけ大量の基地で働く人たちに影響が起ころうる状況です。そういう意味では、今言う、駐留軍関係離職者等臨時措置法の単純延長で対応ができることなのか。それとも特段、日米基本計画の策定が進んでいるのか否かだとか、そういった流れによってはやはりこういった単純な法の延長ではとても対応できないということも出てくるかもしれないので、その辺の情報収集も早目にしないと本当に路頭に迷う人が出てくる可能性があるのでは、そこはぜひ情報収集含めて対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長 知事公室とも連携して早目に、発表された内容、今具体的にどのようになっているのか、この辺を早急に資料を入手して、全国渉外知事会でも当然関係する都道府県がありますので、要請することになっていますので、そことも連携しながら対応していく必要があると思います。

○仲村未央委員 非常に気になるのは沖縄県が復帰をする前後の失業率を見て驚いています。復帰前の失業率は非常に低いですよ。むしろ全国よりも低いんです。復帰後はとたんに昭和47年以降の失業率が2倍になり、何倍になりと加速をしていくわけです。復帰をめぐっていろいろな制度の変更もあったと思いますが、やはり基地従業員の大量解雇を吸収できないまま放置された状況の中で、そういった人たちがあふれたことにつけではないかと感じますが、その辺はどのように分析されていますか。復帰前の失業率は1.0%、1.2%あたりで0.何%です。これが復帰後には3%、4%と相当、急に上がっていきませんが、これは皆さんはどのように分析していますか。

○平良敏昭商工労働部長 細かいデータを持ち合わせてはおりませんが、今の復帰前後の話は委員のおっしゃるとおり、約1%、2%だったということは記憶しております。その後昭和50年代に入ってかなり悪化してきて、現在が7%前後から8%台の失業率ということで非常に悪化しております。もちろん基地従業員の大量解雇の問題もありますし、もう一つは、復帰後に人口もかなり伸びてきたわけですね。復帰前後が100万人ちょっとと記憶しております。人口もかなり伸びてきて労働力人口も相当ふえてきて、供給されてきたと。この辺の側面もあろうかと思えます。ですから、仲井眞県政、6年くらいのデータを見ますと、6年間で2万人の雇用は吸収、新しい従業者数の増はあります。一方では労働力人口が大幅に伸びていると。労働力人口が伸びること自体は非常に

すばらしいことですが、なかなかこれを吸収できない現状があります。一方、全国ではこの間、先日の答弁でも申し上げたとおり、相当数の労働力人口が落ちている。従業者数も1県当たり平均しますと1万数千人減少しています。そういった中で本土は約4%台の失業率におさまっていると。今回の中南部以南の基地が返還されたときに、3900人から4000数百名の方が職を失うということになるので、この辺の対策はきちんとしないと大変大きな問題になりますので、中南部基地の跡利用計画とも関連してきちんと産業の集積、雇用の場の拡大は丁寧にきちんとやらなくてはいけないと思っています。

○仲村未央委員 この分析をきちんとやる必要があると思うのは、まさに大量に出た失業者を、あるいは労働力人口の増加をむしろ産業構造を変化させてきちんと吸収して、失業を解消しようということがこの40年間の振興計画の課題でした。これが全く解決できないまま40年たって、そしてまた大量の失業者、あるいは職の変化を求められる人たちがこれだけ大量に発生する中において、またこの繰り返しがあつては、国の責任が二重、三重に問われると思います。県として理屈をつくる場合にも、復帰後に失業者がふえたということでは、一体この沖縄振興は何をしてきたのかということをも問う視点で、それを解消すべく取り組んできたのではないかと。さらに上乘せしてこういった事態にならないように、早目、早目の情報収集、分析をしっかりと整えて基地従業員の問題に対応する必要があると特段思いますが、いかがでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長 ただいまの御指摘はごもっともでございますので、少しその辺の過去の復帰後から現在に至る失業者の変遷は、我々もデータを持っています。なぜこうなっているのか。復帰前後は我が国の法律がほとんど適用されていないという現状があつて、復帰後には失業手当などいろいろな面で法的な適用もあつて、労働福祉を含めて十分ではないにしても改善はされてきたという過去の流れもあります。復帰前後はとにかく一生懸命生きることには精いっぱい、どういった仕事でもやっておられました。しかし近年はニーズの多様化といいますか、職業を選ぶようになってきているという、そういった流れもあると思います。復帰前後は貧しくて、とにかくどのような仕事でもいいから働いて、収入を得ようとしていたこともあると思いますので、その辺の分析はしっかりと勉強していきたいと思っています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

喜納昌春委員。

○喜納昌春委員 陳情第102号についてお聞きします。処理方針の中では関係省庁に要請を行ってまいりますとなっておりますが、これは全国渉外知事会の基地がある都道府県、この陳情は総務企画委員会でも審査していますか。要するに駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長になると。

○平良敏昭商工労働部長 これは経済労働委員会にのみ付託されています。

○喜納昌春委員 駐留軍労働者は米国の都合によってはいつでもやめさせられます。ある意味で私たちは基地を返してほしい、整理してほしいという場合には、労働者との関係はそうであってもその後の職をどうするかについては、きちんと配慮せよという格好で、いろいろな手続をする場合にはそういったことを行っています。当然、米国の都合で基地は整理される。いつでもポンと返還される可能性もあります。こういった法律の有効期限云々で関係する労働者が権利を守るために、首をかけて闘うこと自体、おかしいことです。当然、基地があれば離職者が出てきます。国なりがしっかりとやらなければいけないことです。これについては、この関係する方々と強く出てほしいと思います。労働者が言わないまでもこの法律をきちんとつくっておかなくてははいけません。期限があるから我々はどうするんだと、労働者が実際に追い込まれること自体がおかしいです。いずれにせよ首になる方が出てきます。解雇された労働者はどのようにするかについては、かつては日本国有鉄道はそういった皆さんをみんな受け入れてきました。沖縄県も例えば、大学の労働者が整理された場合、市町村が受け入れた時代もあります。今後、沖縄県、日本を含めて駐留軍労働者はどのようにするかについては、全都道府県で受け入れないといけないかもしれないですよ。四、五十年前とは状況が違うといっても、日米安全保障条約に基づいてきちんと駐留軍労働者もいて、働いて米国の都合でいらなくなって、路頭に迷わすのかということなのです。ですから、公務員の数は削減しようなどいろいろな行政改革の流れがあります。しかし、これは国を含めて受け入れないといけないと考えます。その辺をしっかりと臨んでいただきたいと思います。法律云々でのことだったら、知事公室の所管だと思います。これはしっかりと知事を含めて県議会もきちんと臨んでいきましょう。

○平良敏昭商工労働部長 喜納委員のおっしゃるとおり、今回はたまたま全駐留軍労働組合から陳情が上がっていますが、我々、行政としては当然駐留軍関係離職者等臨時措置法の期限が切れることは承知しておりますので、延長につ

いては全駐留軍労働組合から言われるまでもなく当然に課題を抱えていますので、知事公室とも連携してしっかりと対応していきたいと考えております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 陳情第114号についてお聞きします。処理方針の中に、原子力発電所のない沖縄県における再生エネルギーの導入についてお聞きしたいと思います。再生エネルギーの普及は沖縄県はどのくらいですか。

○平良敏昭商工労働部長 エネルギーの99.8%を化石燃料に頼っていることが現状です。しかし、我が国はこの間、原子力発電の導入によって電気料金コストの削減、使用と削減という全体でもやってきました。しかしながら、御存じのとおり、東京電力福島第一原子力発電の事故で、今後、エネルギー政策を国は大きく転換しようとしております。かなり再生エネルギーの導入をしようとして動いています。沖縄県において例えば我々がやっているのは、平成23年度から平成26年度の約4年間で約70億円前後を投入して、大規模な太陽光発電、風力発電、離島等での事業を取り組んでおりまして、今後いろいろな、あるいは久米島での海洋温度差発電実証実験など、こういったことをやっていこうと考えております。導入がやりやすいのは、太陽光と風力発電です。いつでも系統への接続への問題を解決できればできます。もう一つは、海流や太陽熱などが沖縄県の特性だと思っておりますので、この辺を含めて積極的にやっていく必要があると思っております。

○翁長政俊委員 そういったことではなくて、いわゆる買い取り制度が実施されますよね。全国を見ますと、買い取り制度の導入前が50万戸だったものが今は100万戸くらいまでふえているということらしいですが、沖縄県の対比はどうでしょうか。沖縄県の再生エネルギーの導入率は全国平均と比べてどのようになっているのかという対比をお聞きしたいです。

○平良敏昭商工労働部長 今すぐデータは出ませんが、比率的に沖縄県は低くて、これからだと思います。今買い取り制度ができて、県外でも太陽光、大体家庭用4キロワットを入れるわけです。従来は300万円前後だったものが、今はかなり大幅に落ちてきているということで、導入が普及しているという話は聞きますが、まだ具体的なデータがありません。

○翁長政俊委員 本県は離島県であるし、他府県に比べてみても電気料金がこれだけ高いと言われている現状の中で、再生エネルギーを活用することは離島のさらに離島の過疎という集落の小さなところにおいては、画期的な事業だと思っています。こういった問題を一つの島、宮古島あたりで実証実験が行われている現実があります。沖縄県が他府県に比べて導入率が低いということは、なぜ低いのか理由がわかりません。もう一つは、皆さんがどういった取り組みをしているのか。低い理由は何ですか。これだけ声高にこの問題について取り入れて実施していくということを言ってきているわけでしょう。国の補助事業も入れて、実証実験もやっている状況の中でなぜ全国平均よりも低い理由、原因はどこにありますか。

○平良敏昭商工労働部長 ここ三、四年前から県の施策として再生可能エネルギーと申しますか、自然エネルギーに積極的に取り組んでまいりました。この間、大東島、宮古島、波照間島、与那国島などに大規模な風力発電等を入れてまいりましたが、一番難しい理由は沖縄電力株式会社の系統との接続の問題がなかなか、大きいものを入れようとすると、周波数に影響を及ぼすという問題があります。本土の場合は電力会社がつながっていて、吸収する余力があります。その辺で実証実験をしながらしか入れられないということも一つの大きな問題です。そういった取り組みをいろいろとやっております。

○翁長政俊委員 おっしゃっていることが理解できません。いわゆるこの一つの島で導入して自然エネルギーに変えようと、再生エネルギーに変えようとした場合、今ある施設との問題があって、これが導入できないという形になっているのですか。今ある沖縄電力株式会社の施設が足かせになっているのですか。そのように聞こえます。

○平良敏昭商工労働部長 自然エネルギーで100%賄えるということは、かなり厳しい現実があります。ですから、大規模な自然、例えば、風力発電所や太陽光発電所を建設しようとする、系統と連携しなくてはいけない、ここで蓄電装置、大規模な装置等が必要となるとかなり高価な部分があって、現状は簡単ではないということがあります。これをいかにするかということで、いろいろな実証実験を宮古島、東村、名護市でもやっています。

○上原章委員長 この際執行部に申し上げます。

答弁に際しては簡潔に要点をまとめ、要領よく行い円滑な委員会運営を図れるよう御協力をお願いいたします。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 いわゆる買い取り制度ができて、これは義務づけになっていますか。

○平良敏昭商工労働部長 そのとおりです。

○翁長政俊委員 義務づけになるということは、沖縄電力株式会社以外の発電業者が出てきて一個人でも結構です、余剰電力を沖縄電力株式会社を買ってもらおうということになると、沖縄電力株式会社は蓄電池があろうがなかろうが買い取ると法律で義務化されているわけです。法律で義務化されているものをなぜ、沖縄電力株式会社の蓄電施設がどうのこうのという理由が出てくるのですか。これは法律です。

○平良敏昭商工労働部長 法律はつい何日前、平成24年7月1日からの施行です。

○翁長政俊委員 ですから法律ができていいのかどうかを聞きました。何年前にできました、きのうならきのうと言ってももらえたらよかったです。いずれにせよ、これからのことにしましょう。今までこれが足かせになっているのであれば、数カ月前に仮にこの買い取り制度が義務づけされたとすると、当然新しい電気業者がこれを起こした場合、沖縄電力株式会社としてみれば買い取る義務があるわけですよ。沖縄県において対応できますか。

○古堅勝也産業政策課副参事 基本的には家庭では10キロワット以上になったら、電気を買い取りするという形で法制度で決まっています。本島の場合は一括して大量の電力を買い取ってしまいますと、沖縄電力株式会社の場合、需要と供給のバランスで賄っています。例えば、太陽光が一番発電が大きい、風力が強いときなどには電力が不安定になります。その不安定を解消するために蓄電池などを導入しながら電力の安定供給を図っている状況です。買い取り制度がちょうど施行したばかりですので、家庭への普及率はこれから調べていかなくてははいけないという現状です。

○翁長政俊委員 仮にある企業が、粟国島で再生エネルギーの発電事業をしようとした。ここで出てくる電力については法律で買い取りが義務づけられているので、ここで要するに自然エネルギー、太陽光エネルギーを大量につくって買い取ってほしいとなったときに、沖縄県は法律の外にあって、島国であるから、蓄電池施設が開発されていないからと拒む理由があるのですか。

○古堅勝也産業政策課副参事 やはり離島ですと系統が弱いので。ただどうしても電力の系統に影響を及ぼす場合は拒否、電力を買い取りする側も拒否ができます。

○翁長政俊委員 本当に拒否ができるようになっていきますか。

○古堅勝也産業政策課副参事 なっております。

○翁長政俊委員 なぜそうなるのか説明してください。

○古堅勝也産業政策課副参事 事業者はどうしても電力の安定供給ということがありまして、どうしても自然エネルギーの関係ですと先ほど申し上げましたように、発電のボリュームがかなり不安定になります。例えば、太陽光だと昼間は発電して、夜は発電できないなど。また風力発電は風が強いときにはかなり電力供給ができますが、風がないときには発電できません。一方的に太陽光の発電が強い場合には、系統にかなり影響が出てくることもありますので、その際系統のふぐあい等も出てくると、安定供給にかなり影響が出てきます。電力事業者はある一定程度超えると拒否もできるということで、この法律の中ではうたわれております。

○翁長政俊委員 私は、いわゆる送電網にかなり過剰な電力が流れるとなるとパンクする可能性があるので、その都度電力をシャットアウトすることは可能ですが、基本的には通常は発電所が起こした電力については、すべて買い上げることが義務づけられているという理解です。このように理解してはいけませんか。逆に、沖縄県でこれを事業化しようとした場合には、沖縄電力株式会社の承認がないとできないということになるのですか。これは沖縄県だけですか。

○田中建治産業政策課長 電気事業者による買い取り接続契約の拒否というところがあります。基本的に電気事業者は再生可能エネルギー源を用いて、充電

された電気を買取る義務があるということですが、再生可能エネルギー電気の供給者が系統接続に必要な費用を負担しない場合、系統運営上必要な出力抑制等に協力しようとしめない場合、また電気事業者が接続の実現に向けた必要な措置を講じた上でなお接続が困難な場合等、一定の条件に該当する場合は、契約を拒否できるとなっているようです。

○翁長政俊委員 これは特殊な事例ですよ。これは通常的に起こる事例ですか。仮に、沖縄県では原子力発電がないので、いわゆる再生可能エネルギーを皆さんはやると処理方針に書いてあります。再生可能エネルギーを普及させて、自然エネルギーを沖縄県でもっと普及させなくてはいけないということがあって、もう一つは、経済産業省を含めて買い取り制度ができて、今後もっと飛躍的に伸びていくだろうと思います。沖縄県の今の現状を考えると、電気料金も他府県と比べて高いという現実がありますから、これを低減するにおいても再生可能エネルギーを活用することによって、コストがさらに落ちていくことになると沖縄県民にとってとてもよいことです。また、これを一つの事業として、今まで沖縄電力株式会社が独占していた事業を民間が肩がわりして、民間がこの分野に参入していき、競争原理が生まれることはいいことだと思います。配電と電力を起すことは今統一的に行われていますが、将来は配電と電力を起すことが分離される可能性もありまして、沖縄県にとって決して悪い事業ではなくて、今後もっと、特に離島を抱えている沖縄県だからこそ、普及させなくてはいけないと思います。宮古の来間島は島全体を再生可能エネルギーで実証実験をしながら賄っているわけですよ。これが安定的に供給できるとなれば、それは事業参入が沖縄県でもかなりあると思います。そのときに沖縄電力株式会社が買い取る、買い取らないの権限を持っているとなると話になりません。この部分は県としてもきちんと精査をして、事業者があらわれてきて、これをやると言ったときに、きちんと沖縄電力株式会社が買い取れる理由、社会的に著しく、契約上社会常識に逸脱したような事業者であれば拒否ができるであろうが、社会通念上これがきちんと法人として経営や理念がきちんとしている企業については、きちんとやっていくという方針がないことには、せっかく新しい制度ができていながらもかかわらず、沖縄県でこれが普及しなくて他府県に比べると著しく落ちるといふ話になると何をか言わんやという話になります、ここはどうでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長 委員のおっしゃるとおりです。家庭用では問題はそう起こりませんが、大規模な太陽光発電や風力発電をした場合です。これまで

も沖縄電力株式会社とかなり調整しながらやってきました。今後は買い取り制度が7月1日からスタートしてしますので、電力事業者の責務としてこの辺をどのようにするかという問題を、きちんと新しく設置しようとする皆さんと沖縄電力側との話し合いについては、我々も中に入りながら当然おっしゃるようにこれから自然エネルギーを導入していく考えですので、そこは沖縄電力株式会社にも理解をさせて対応をしていくことが一番肝要だと思っております。

○翁長政俊委員 私もこの問題は勉強をし始めたばかりなので、具体的に中身がわかりません。わかりませんが、さわりの部分で指摘をさせていただきました。いずれにせよ、県もこれについては研究して、沖縄県で再生可能エネルギーをもっと普及できるような、沖縄電力株式会社とのかかわりも含めてそこはしっかりと研究していただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

午後0時5分 休憩

午後1時25分 再開

○上原章委員長 再開いたします。

本年4月より知念部長が新しく農林水産部長に就任されておりますので、一言ごあいさつをお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、農林水産部長あいさつ)

○上原章委員長 再開いたします。

まず初めに、乙第16号議案工事請負契約について審査を行います。

ただいまの乙第16号議案について、農林水産部長の説明を求めます。
知念武農林水産部長。

○知念武農林水産部長 それでは、平成24年第3回県議会定例会の議案書に基づき、説明させていただきます。

議案書の35ページをごらんください。

乙第16号議案工事請負契約についてであります。

本議案は、南大東漁港（北大東地区）掘削工事（24の1）の請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上で、議案の説明を終わります。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第16号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

喜納昌春委員。

○喜納昌春委員 請負契約について、こういった形で出される場合はほとんど中身がわからないまま識名トンネル問題のようになるので、そういう意味ではしっかりとやりたいと思います。この工事は南大東漁港のどの部分で、漁港の整備としては完成するのですか。漁港の整備としてはどのような状況ですか。

○知念武農林水産部長 皆様のお手元に南大東漁港というパンフレットを配付しておりますので、これに基づいて今の状況や工事内容を説明いたします。

○安里和正漁港漁場課長 パンフレットに基づいて御説明いたします。今回の工事は南大東漁港の北大東地区ということで、北大東地区の工事を行います。北大東地区は平成19年度に指定を受けて、平成20年度から工事の着手をしております。今回の工事は約8億円の工事で、17万立米の石灰岩を掘削する工事です。パンフレットの8ページをごらんください。8ページの南大東漁港の位置ですが、上のほうにある島が北大東島、下にあるのが南大東島です。南大東漁港は南大東島の南大東地区と北大東島の北大東地区と2カ所にあります。今回は、北大東島の北大東島地区の工事です。次に19ページをごらんください。こ

これは南大東地区の完成予想図です。次に10ページが、南大東地区の計画平面図です。ピンクの部分が今回整備している箇所です。次に11ページをごらんください。これが北大東地区の完成予想図です。次に12ページが北大東地区の整備計画平面図です。次に16ページをごらんください。南大東島もしくは北大東島はほとんど海岸線が断崖状になっており、ほとんどリーフがないのでそれを掘り込む方式で漁港を整備しております。この写真の経緯を見ますと、左上のほうから下に向かって整備を進めております。着手前がこういった海岸線に陸側を掘り込んでいくと。平成6年にはこういった状態の壺堀状に石灰岩を掘り込みました。平成13年にはこのように海と接する部分をあげまして、中に海水を入れ込むということで、内陸部のほうに船を収容する水面をつくる方式でやってきました。平成12年11月に一部供用開始ということで右下に写真があります。右上には平成22年の航空写真があります。これが南大東漁港の南大東地区の漁港整備の経緯です。このように沖縄本島とは違って、リーフがありませんので岩盤を掘り込む形で整備しているというのが、南大東漁港の大きな特徴です。次に17ページをごらんください。利用状況としては、このように平成20年には約40数隻の船の利用があります。工期は平成26年度です。

○喜納昌春委員 今回の契約はいつからいつまでですか。

○安里和正漁港漁場課長 工期は議会の議決後から平成25年3月25日までです。

○喜納昌春委員 今回の工事で終わりではなくて、来年度もありますか。

○安里和正漁港漁場課長 継続して掘削工事を進めていきます。

○喜納昌春委員 南北大東の実情を聞いたことはありますが、もっこでつるされる時代もあったと聞いて、すごく画期的だと思います。こういった港は南北大東島以外にもありますか。

○安里和正漁港漁場課長 沖縄県では初めてです。

○喜納昌治委員 工事契約する段階では、技術的には沖縄県の企業で大丈夫ですか。

○知念武農林水産部長　今回は一般競争入札ということで、2社の特AとAランクのJVで参加してほしいということで。沖縄県に本社があるということと、南部地域に会社があるというAランクの業者で構成するよというということで、告示しております。

○上原章委員長　ほかに質疑はありませんか。
新垣哲司委員。

○新垣哲司委員　沖縄県民でありながら南北大東島に行ったことないので、ぜひ経済労働委員会で見学の方を設けてください。

○上原章委員長　ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員　南大東地区の港は完了して終わっていますか。

○知念武農林水産部長　漁港本体の工事は終わっています。後は静養施設ですとか、附帯施設がまだ残っています。

○仲村未央委員　この概要を見ますと、マグロやサワラの豊富な漁業となっています。これまでは3トン未満で細々としか営めずということでしたが、今回の整備でどれくらいの船が利用、何トンクラスの船が常時利用できるようになりますか。

○知念武農林水産部長　整備以前はクレーンでつり上げているということで、船の大きさが限られていました。もともとこの漁港は第4種の漁港ということで、全国の漁船の避難港も兼ねておまして、全国から来る船はかなり大きい10トンから19トンです。南大東島は徐々に大型化しており、5トンから10トンの船です。北大東島については、まだ港がないので小さい船でそのまま操業しております。

○仲村未央委員　平成元年と平成20年の南大東島の比較が出ています。この中で漁獲量が68%から98%に上がっているということは、南大東地区の漁港の整備によって船が大きくなったことに伴う漁獲量の増加ですか。

○安里和正漁港漁場課長 整備をして、漁船の規格も大型化し、漁獲量もふえております。

○仲村未央委員 落札率は何%ですか。

○安里和正漁港漁場課長 89.3%です。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 この工事の最終工程、すべて終わるまでにどれくらいの予算がかかりますか。今回が8億円ですが、当初計画から完成するまでの間はどれくらいの予算が投入されますか。

○安里和正漁港漁場課長 北大東地区に関しては73億円です。

○翁長政俊委員 ちなみに南大東地区は幾らですか。

○安里和正漁港漁場課長 南大東地区は、130億円プラス現在の計画で112億円ということで、トータル259億円です。

○翁長政俊委員 南大東漁港の計画概要の19ページを見えています。平成23年3月の写真で、掘り込みをしています。これは今回の8億円の工事でどこまで進みますか。

○安里和正漁港漁場課長 今回はDLの2.7といいまして、ちょうど水面から2.7メートルの高さまで、掘り込む用地とといいますか、漁港の岩壁の高さまで掘り込む予定をしております。

○翁長政俊委員 今回の工事は岩壁を掘るのみですか。

○安里和正漁港漁場課長 単純に岩を17万立米掘り下げる工事です。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第16号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、農林水産部関係の陳情第123号の審査を行います。

ただいまの陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

知念武農林水産部長。

○知念武農林水産部長 ただいまから、陳情案件について処理概要を御説明いたします。

お手元の陳情処理概要の目次をお開きください。

今委員会に付託されております陳情案件は、新規1件でございます。

それでは、陳情1件について、御説明いたします。

1ページをお開きください。

陳情番号第123号、陳情区分新規、件名美ら海協力金問題に関する陳情、陳情者は長崎毅伊良部漁港組合員であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、農林水産部関係の1美ら海協力金の横領疑惑に伴う徴収自粛をすること、3美ら海協力金の詐欺徴収疑惑に伴う被害救済策実施をすることに関して、処理方針を御説明いたします。

宮古地区においては、漁業と観光ダイビング事業との間で、海域利用に関するトラブルが長年絶えませんでした。そのため、平成18年度に両当事者、宮古島市、海上保安庁等で構成された宮古地区海面利用協議会により、宮古地域における海面の調和的利用に関する指針が策定されました。当該指針策定を契機に、両当事者による協力体制の構築として、宮古地区の3漁協と4ダイビング事業団体が、海の利用に関する自主的ルールとしての宮古地区における海面の調和的利用に関する協定書を締結するとともに、美ら海連絡協議会が設立され、協力金の徴収を始めたところであります。美ら海協力金は、当該協定書に明記されているものであり、宮古の海洋環境保全やダイビング事業及び水産業の振興に寄与する目的で、観光ダイバーがダイビング事業者を經由し、当該協議会に対し、任意に協力するものであります。当該協議会の運営は、漁業団体とダイビング事業団体で自主的に運営されているものであり、また協力金の使途についても、当該協定に基づき、協議会が定めているものであります。県としましては、協力金の使途や徴収方法に関し、疑義を持たれることのないよう、協議会に対し適切な説明責任を果たすよう、今後とも積極的に働きかけてまいり

ます。

以上が、農林水産部の陳情処理概要の説明でございます。

○上原章委員長 渡嘉敷彰自然保護課班長。

○渡嘉敷彰自然保護課班長 それでは環境生活部の2県補助金の不正受給疑義に伴う徹底調査を実施することの陳情処理方針を御説明いたします。

自然保護課では平成23年度のオニヒトデ緊急駆除事業として、宮古島マリノリゾート協同組合に、オニヒトデ駆除を委託—委託費606万7710円—しております。平成24年3月19日に実績報告を受け、その内容について精査したところ平成23年6月1日から平成24年2月15日の事業期間で2万7607個体の駆除実績があり、駆除実施日、地域、時間、駆除従事者等についても詳細な報告を受けており、適切に執行されております。

以上が、環境生活部の陳情処理概要の説明でございます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 宮古地区海面利用協議会で協力金の配分等を適切になされていると思っておりますが、予算、決算はどのような形でされていきますか。

○知念武農林水産部長 宮古地区海面利用協議会は宮古地域の漁協と、ダイビング業者、観光関係団体等が構成しております。その中で会長、副会長、会計責任者、監査も決めてきちんと協議会の規定に基づいて定期的な監査もされていきます。そういう意味から適正に行われているという考えです。

○座喜味一幸委員 伊良部漁港組合の長崎毅さんですが、長崎毅さんは伊良部漁港の組合員であり、監査員にもなっていたし理事にもなっていたかもしれま

せんが、現在の役職はわかりますか。

○島田和彦水産課長 現在の状況は定かではありません。後ほど、調べて御報告させていただいてよろしいでしょうか。恐らく役職にはついておられないと思います。

○座喜味一幸委員 一生懸命指導してまいりますという割には、今の実態を把握していないということが問題です。この方からの陳情が毎年四、五件くらい、三、四年上がっていました。問題解決の方法として、長崎毅さんは組織の中でどういった存在であるかという確認をしたら、伊良部漁協組合長は逆に役員に入れて、そういった意見があったら伊良部漁協組合の中で解決してもらうように監査役に入れましたという話を2年前に聞きました。今度は理事になるかもしれないかもしれません。そういったことからすると、この問題が何度も上がっている割に処理方針と現場での動きが見えないのかなと思います。もし漁協の組合員であるならば、漁協の役員にして意見を申し述べさせていると地元は配慮までしているのに、処理方針が違うのではないかと考えています。この辺が問題だと思います。大きな問題を解決する意味からすると。

○知念武農林水産部長 確かに委員のおっしゃるような見方もあるかもしれませんが。今の問題は漁協ではなくて、宮古地区海面利用協議会です。直接的には漁協と宮古地区海面利用協議会は一宮古地区海面利用協議会のメンバーに漁協が入っていることになっています。漁協の指導として宮古地区海面利用協議会に我々が指導できるかということそれは範囲外であるという考え方です。

○座喜味一幸委員 その話について私は違う見方をされていて、集まった協力金は彼らが自然保護に使う海のごみ掃除などに使う分、ダイビングに来た方に抽選会で地元の特産品を送ったりするサービス、何割かは各漁協組合員の賃金に割り振って、漁協にお返しして漁業振興に使ってもらっているという立場からして、最も配分を大きくしている伊良部漁協組合が、結局、収入のあり方として適正であるか否かというフィルターをしっかりと役員会等で明確にして、その歳入のあり方の妥当性から理解を受けたらどうでしょうかという話し合いをしたことがあります。この辺の整理をしてほしいという思いがあります。このままだと今後も何度も陳情が上がってくるように思います。本気で組合員としての陳情者、組織の中の責任、美ら海協力団体との連携はその辺からとっていかないといけないのかという思いがあるので、逆に提案を申し上げます。

○知念武農林水産部長 委員のおっしゃった観点からの指導は、我々は漁協を指導する立場ですので、当然やっていきたいと思えます。漁協の予算構成等々、漁協検査等で見ても確かに宮古地区海面利用協議会からの収入として入っています。一方、今委員からも話がありましたが、水産振興のために適正な形で使われているということで、漁協の会計のあり方等々からすれば特に問題はないということです。今おっしゃったような観点から指導といいますか、働きかけもやっていきたいと思えます。

○座喜味一幸委員 処理方針の中に宮古地区海面利用協議会に適切な説明責任を果たすよう今後とも積極的に働きかけてまいりますというニュアンスになっているので。

○知念武農林水産部長 宮古地区海面利用協議会に加盟しておりますダイバー組合の状況について調べております。業者としては80の業者が登録されています。その中で57業者がホームページを開設しています。ホームページの中で協力金については、ダイバーの皆さんに協力を願ってこういったことに使いますということで、あくまで任意であるとしているのが49業者です。例えば、ダイバーが払いたくないと言えれば払わなくてもいいという説明をしています。きちんと説明していない業者が8業者あります。その8業者についてはきちんとホームページの文言がダイバーから見て、任意であることがわかるように変えなさいということと、ホームページを開いてないところについては、何らかの方法で趣旨、任意であることをきちんと伝えるようにしてほしいと。また美ら海協議会に対しては、協力金として入ってきた金の使い道についてはもっと透明性を確保してほしいという働きかけをやっていくという意味で、処理方針には適正な働きかけというようにしております。

○座喜味一幸委員 できたら美ら海協力会、3漁協、長崎毅さん本人も含めてある程度丁寧に話し合いをしてほしいと思えます。入っていくとそこまで難しい話ではないのかなと。かつて歴史的にいろいろとあると聞いていますが、そういったひざを交えての話し合いをしっかりとして問題の解決をしていただきたいと希望します。

○知念武農林水産部長 委員の意見を参考にしながら取り組みたいと思えます。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 ダイビングをされる方から徴収しているということですね。1人幾ら徴収しますか。

○知念武農林水産部長 1人500円です。

○仲村未央委員 徴収方法、あくまでも任意であることをめぐって、払っている側と協会側との間でのトラブルはありますか。

○知念武農林水産部長 特にダイビング業者と、あるいは協会とのトラブルがあるとは聞いておりません。

○仲村未央委員 あくまでも内部の用途をめぐっての透明性の問題とか、そういったことであって、直接的に払っているダイバーと協会との間で用途の問題が発生しているということではないですね。

○知念武農林水産部長 協議会に加わっている構成メンバーの中で何かがあるということはありません。我々はあくまでも漁協と美ら海協議会からの聞き取りをいろいろとやっていますが、そこからの話だと委員がおっしゃっているようなことはありません。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 徴収方法ですが、協会に80業者いて49業者がブログを含めてインターネットで任意徴収500円取っているというように理解しました。業者がダイバーから500円取って、これがきちんと協会に納められているかどうか、ここに問題があるのですか。それとも納められているが協会側に不正な使用があるとなっっていますか。これは2つあります。それぞれの業者、80業者のうち49業者が500円取って、きちんと協会に入れているとしていますが、残りのやっていない業者が取って、協会に入れていなくて自分の懐に入れているということですか。

○知念武農林水産部長 協力金の徴収方法は協会からダイビング業者にあらかじめチケットを売ります。業者は協会にきちんとそれを買った分だけ払うと。ですから協会にはきちんと金が行っています。業者はダイバーに1回500円ということでダイバーからもらうということになっています。この陳情者の話は、協会が取っているが、例えば、水産振興ですとかダイビング環境の整備に使うとしていながら、あるいはオニヒトデの駆除などに使うとしていながら実は別のところに行っていますということを行っています。

○翁長政俊委員 実際は何に使われていますか。

○知念武農林水産部長 実際はそのとおりに使われています。

○翁長政俊委員 問題は2つあります。1つは美ら海協議会の協力金がきちんと公平公正に使われていないということ。もう一つは、県の補助金です。これまで団体が違って、宮古島マリンリゾート協同組合、これはまた別団体です。ここに補助金を出して、オニヒトデの駆除をさせていますが、これは不正受給の疑惑があるということです。皆さんの処理方針を読むと、平成23年6月にかくかくしかじかでこういった形で報告を受けていますとありますが、協同組合のペーパーを持って、向こうからの報告のとおり皆さんは理解しているということですか。

○渡嘉敷彰自然保護課班長 補助金については、きめ細やかな交付金を利用したオニヒトデ緊急駆除事業ということで606万7710円、宮古島マリンリゾート協同組合に委託しております。中身は補助金となっておりますが、委託金です。県の事業を宮古島マリンリゾート協同組合に委託しております。その期間も平成23年6月1日から平成24年2月15日までの35回で、2万7607個体を駆除しております。オニヒトデ緊急駆除事業については、この宮古島だけではなくて八重山地域、恩納村、読谷村の4カ所でトータルで2105万円の委託金で駆除事業をしております。

○翁長政俊委員 陳情者は、委託金を県の補助金という形で誤解して陳情を上げてきています。こういった訴えがあった以上は、皆さんは現場に行って、きちんと調査すべきではないですか。調査をやりましたか。他の地域の委託事業者はこういった問題が惹起しておりませんので、そういった形だろうと皆さん

は向こうからの報告書が上がっているのですが、それでよしとしていることは理解しますが、1地域からこういった陳情が上がってくると自体を勘案すると、先ほどありましたように、歴史的にも長いということがあれば、きちんと現場に行き、こういった指摘がある以上は、そこをしっかりと検証してくる作業はされましたか。

○**渡嘉敷彰自然保護課班長** この事業については事業実績報告を受けておりまして、その中での確認のみです。現場に行き確認はしていません。

○**翁長政俊委員** 事業報告で上がってきたと。これは幾つかの地域でオニヒトデ駆除の委託事業をやったと、2000数百万かけて。問題のない地域は事業がしっかりと執行できたと理解しますが、こういった陳情が上がってくるとなると、やはり事業報告でよしとするのではなくて、現場に行き調査をする必要性がありませんかとお尋ねしています。事業報告書で十分だということですか。

○**渡嘉敷彰自然保護課班長** 報告書の中では駆除したオニヒトデの写真や参加している船、それに対する領収書等も全部含めて出されております。今後必要があれば現場に調査に行くことも検討したいと思います。

○**翁長政俊委員** 皆さんが必要がないとするならばそこまでの話ですが、私はこういった疑義があるということで、要するに組合員ないし漁協の中から内部告発が、内部告発かはわかりませんが、こういった形であるとするならば皆さんが現場にいききちんと精査して、これはこのとおりきちんとできているという報告をすれば簡単な話です。その部分に上がってくる報告書のみで、現場を見ずに物事を処理しようとしていることが問題だと思いますので、そこは十分に検討してください。

○**知念武農林水産部長** 今の案件は他部の案件であります。恐らく環境生活部は出先の手足がないということもあると思われまますので、農林水産部は現地にも水産担当職員もいますので、全く関係ない事案でもないの、私どもも協力しながら委託の確認等もしていきたいと思ひます。

○**上原章委員長** ほかに質疑はありますか。
砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 平成20年度から平成24年度の4年分を合計して、7285万円のうちわずか66万円しか使われていないとありますが、実際にそうですか。

○知念武農林水産部長 我々がこの数字を確認したわけではありません。美ら海協議会もなかなか広げて見せようということがなくて、協力をお願いしています。ただ美ら海協議会から漁協に入ってきた金については、我々の組合検査の中で適正に使われているかについて確認しております。それについて申し上げますと、きちんと水産振興につながるような事業といたしますか、そこに使われていることは確認されています。

○砂川利勝委員 今まで何回この方から陳情が出されましたか。

○島田和彦水産課長 平成20年から平成23年3月までに11件出されてます。

○砂川利勝委員 同じ方で11件ですか。

○島田和彦水産課長 出された本人の氏名等は確認していませんが、同じような内容で11件出されています。

○砂川利勝委員 11回も出されている中で、なかなか終止符が打てないこと自体が、今後もずっと続くのではないかと思います。やはり踏み込んで、終止符を打つように持っていくようにしたほうがいいと思います。同じ案件を11回というのは半端な数字ではないと思います。

○知念武農林水産部長 我々も過去何度も当事者に会っていろいろと話を聞いたりしています。担当者が行って話したときには、理解をしたような答えがあります。議会が始まるとまた陳情が出されるという状況です。単純にそこだけの問題ではなくて、もっと地域のいろいろな組合の中での……。

○上原章委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長より当陳情案件に関する背景について執行部からの説明を求め、執行部から説明がなされた。)

○上原章委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、農林水産部長からの申し出があり、先島諸島での干ばつ被害状況について説明がなされた。その後、説明員の入れかえ。審査に入る前に平田文化観光スポーツ部長の自己紹介がなされた。)

○上原章委員長 再開いたします。

文化観光スポーツ部関係の陳情第81号の審査を行います。
ただいまの陳情について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。
平田大一文化観光スポーツ部長。

○平田大一文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

まず初めに、議員のお手元に経済労働委員会陳情に関する説明資料を配付しておりますので、その目次をお開きください。

文化観光スポーツ部関係は、新規陳情が1件となっております。

説明資料の1ページをお開きください。

陳情第81号、カジノ導入に反対する陳情、陳情者は沖縄県女性団体連絡協議会会長。陳情要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。

1・2 沖縄県では、カジノを含む統合リゾートについて、国内外の観光客の増加や平準化による観光振興、地域の活性化、雇用の創出等に寄与する可能性があることから、これまで沖縄統合リゾートモデルや、その経済効果及びカジノ導入に伴う懸念事項に対する考え方などを取りまとめるとともに、地域説明会やシンポジウムなどにおいて県民に対し調査結果等の情報提供を行ってまいりました。統合リゾートは、テーマパークやショッピング・グルメモール、国際会議場、ホテルなどにカジノを含んだ複合施設であり、現在、超党派の国会議員連盟において、カジノを合法化し統合リゾートを導入するための法律の制定に向けた検討が進められているところです。この検討においては、懸念事項対策として、本人や家族から要請があった場合のカジノ施設への入場禁止や、

カジノ入場者から徴収した入場料を依存症対策費用に充てること、また、未成年者を排除するため、カジノ事業者に対し、入場に際し本人確認を義務づけることなどのさまざまな対策が想定されております。沖縄県としましては、統合リゾートの導入に当たっては、ギャンブル依存症や青少年への悪影響などを懸念する意見もあることから、県民のコンセンサスが必要であると考えており、今後とも、カジノ合法化をめぐる国の動向や懸念事項に対する諸外国における対策等を踏まえつつ、対応策を検討していきたいと考えております。

3 沖縄県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、沖縄県の豊かな自然環境と共生が図られたエコリゾートアイランドや、多様で魅力ある資源を活用した沖縄独自の観光プログラムを戦略的に展開し、世界水準の観光リゾート地の形成を目指すこととしております。具体的には、豊かな自然環境、独自の歴史・文化、沖縄らしい風景など、沖縄が持つさまざまな資源を活用し、環境共生型観光や文化資源活用型観光、スポーツ・ツーリズム、医療ツーリズムなど、従来の沖縄観光に新たな付加価値を加えた魅力ある観光を推進したいと考えております。

以上が、文化観光スポーツ部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 今の陳情と私の考えは別です。私は協力賛成派です。その点から質疑をします。しかし今回の沖縄県議会議員選挙で与党議員は大敗して、カジノ問題が非常に難しくなったと思います。しかし、将来においてこの陳情者は刑法で禁じられていると、もちろん現時点ではそうですが、やはりそこを改善してやろうという、国会でも新しい法律をつくってやろうということです。あくまでもカジノは違法だと、カジノだけではなくて、やはりエンターテインメントです。その中の一部です。しかも、世界においても開かれている国は全部カジノがあります。ない国は日本だけです。非常に不思議です。予算つくっ

たり、限定して教育や福祉などいろいろな形でできると思います。例えば、依存症になった場合に依存症に対する対策などはナンセンスです。沖縄県民が最初から入らないようにすればいいと思います。そうであれば問題はないと思います。陳情者がこうだから県はこうだという回答。そういった仕組みでないといけないと思います。去年糸満市でも説明会を持ちましたね。誘致派が多いです。玉城ノブ子委員と私は別ですが、工業団地も埋めつくして、いろいろな意見が出て、私は立派な説明会だったと思っています。今の現状はどうでしょうか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 まさに委員から御指摘があったように、県民の中でもその動きが注目されていると思います。今回の沖縄県議会議員選挙でも必ず新聞報道などでも争点として上げられていました。一方で国は国でこういった政局の中で、少し動きが見えない状況もあります。非常にどういった方向に行くのか見えない状況です。我々としてはまだ双方からの観点でしっかりとした形で検証していく、やはり委員がおっしゃるように経済的効果がいかなものなのか、それと同時に懸念事項に上げられているところを本当に徹底してどのように解決するのかも含めて、この両面もあわせて研究していきたいと考えております。

○新垣哲司委員 この問題について私はもう質疑しません。恐らく知事としてもそういった結論を出すのではないかと思います。しかし、皆さんは今までのいろいろな形で金もかけて研究もしてきたわけですので、しっかりと頑張ってください。自民党の中でもみんなが賛成ということではないです。あくまでも個人のことです。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 以前に本会議で、韓国のパチンコが全廃したことを御存じですかと質問をしました。その後の向こうの状況は調査しましたか。

○嵩原安伸観光政策課長 韓国におきましては、日本のパチンコを改造したメダルチギという遊技機器が普及しております。店内で商品券と交換されるということがありました。ただ、数年前に問題がありまして、メダルと商品券を交換することが禁止されたということがありました。このことによって、メダル

チギという韓国版のパチンコが姿を消すことになって聞いております。

○仲村未央委員 メダルチギ海物語が熱狂的にはやって、不正な資金として政界を巻き込んで、大問題になったということが新聞等で少し報道がされてきました。また依存症も含めてこの2つが全廃に向かう議論の中で、国民的議論になったと聞いています。あくまでも合法的な中で行われているという意味では、今現状にある、刑法で引かかる部分のカジノではなくて、現状の沖縄県の既に入っているパチンコやスロットへの依存症の問題は遠くに行かなくても、今私たちの環境の中で相当ギャンブル依存症の問題が深刻に起きています。この依存症について、皆さんの陳情処理方針を見ると、懸念事項に対する対応策を検討していきたいとありますが、ギャンブル依存症そのものは、皆さんの所管の中で調査したり、実態の把握、県内の状況を把握する所管ですか。それとも福祉保健部からの情報で整理をしていますか。

○嵩原安伸観光政策課長 基本的に依存症の問題は、福祉保健部が所管すると認識しております。ただ我々はカジノを含む統合リゾートの導入を進める立場から、沖縄県内におけるギャンブル依存症の状況についてはある程度、なかなか実態把握をするのは難しいですが、できるだけ実態を把握しようということで、今年度は一つのテーマとして上げております。この辺は文化観光スポーツ部としても進めていきたいと思えます。

○仲村未央委員 皆さんの所管としてギャンブル依存症の実態把握を進めていくのですか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 委員のおっしゃるとおりで、文化観光スポーツ部だけではなく、横断的にしなくてはいけない部分が出てきている気がします。例えば、今おっしゃったように福祉保健部、環境生活部、教育庁などとも絡みが出てくるところだと思います。あくまでもIRを含め、議論は我々がハンドリングしておりますので、こちらからできるならば、そういった研究も含めて指揮をとっていきたいと思っています。

○仲村未央委員 国会議員の報告書にもありますが、カジノから徴収した入場料金を依存症対策に充てるのは、全くの対処療法であり、依存症者が出ることを想定して、徴収したものから、それはずっと続くわけですね。そういう意味での学ぶところはないのではないかと思います。逆に言えば、いま起きてい

るこの問題の沖縄県民の依存症を見ないと、カジノやって、依存症対策費はこれですということであれば全く説得力がありません。対策とはいえないと思います。今の所管は福祉保健部だと思うので、本当に県民の中にあるギャンブル依存症の実態をしっかりと整理して、そのことも含めて、本当にカジノが導入された場合にどういった影響があるかということを含めて現状も見ないと、合法の中でもギャンブル依存症の問題は県民の中で非常に深刻な状況にあると、身近な中から聞いていますので、ぜひそこをお願いしたいと思います。新たな付加価値を加えたリゾートはとても大事だと思います。沖縄県はリピーター率が非常に高いと思っていますが、何%ですか。また、ほかの主なリゾート地と比べた場合のリピーター率は高い位置にありますか。

○嵩原安伸観光政策課長 沖縄県のリピーター率が平成23年度で79.4%です。ほかの観光地との比較資料がありませんので、私も見たことがありません。ほかのところと比べてどうかということはお答えしかねます。ほかのところと比べて高いのではないかという思いはあります。

○仲村未央委員 79.4%、約8割くらいがリピーターであるということは非常に誇りといいますか、沖縄観光が魅力があると思えます。ほかのところとの比較が当然あるかと思って聞きました。また付加価値率のような、付加価値の高さや観光がもたらす波及力の高さのような数値はありますか。

○嵩原安伸観光政策課長 経済波及効果を図る物差しの一つとして、付加価値効果があります。付加価値効果は地域内の総生産、いわゆる県内総生産です。その割合を見ますと、平成21年度は沖縄県の場合は9.1%、平成22年度の北海道は5.3%、平成16年度の青森県は3.0%です。平成16年度の京都市が7.3%という数字があります。

○仲村未央委員 国際比較はありませんか。付加価値自体が日本全体として観光の付加価値効果は、国際的に見ると非常に低い位置にあったようなデータを見た覚えがあります。国際的な観光地、私たちはそこの競争力を持って沖縄観光を進めていこうと。もはや比較は日本国内というよりはアジアなどに広がって、そこの競争を強いられていると思います。そこら辺の国際比較があれば。

○嵩原安伸観光政策課長 別の指標になりますが、観光GDPという考え方が

あります。沖縄県は4.6%で、日本全体で見ると2.1%という数字があります。世界的に見ますと一番高いスペインが10.7%、オーストリアが5.4%、ニュージーランドが4.1%です。観光大国と言われているフランスが3.7%です。

○仲村未央委員 日本全体が平均で2.1%で物すごく低いです。国際的な観光地と言われているスペインは10%を超えている。そういったところが何によって付加価値を高めているのか。それがカジノであるのか、どのように観光がもたらす影響や魅力を高めているのか、リピーター率も非常に大事な数字だと思います。8割もあるという現状をさらに高付加価値にしていくことと組み合わせる中で、ぜひこういったいろいろな国際的な観光地との比較の中においても、必ずしも付加価値を上げるものがカジノだけではないはずなので、そういった意味も含めて広い視点で対応していただきたいと思います。

○平田大一文化観光スポーツ部長 沖縄県が持っている文化的資源、自然的財産がまだ活用できていないと思います。といいますのは、シンガポールなどは歴史的にも文化的にも沖縄県に比べるとそんなに長く、深いものではありません。しかし、シンガポールがあればだけ国際ブランドがあるのは、ブランド力を高めることに国を挙げてやってきたという感じがします。翻って沖縄県の場合はそういった素材がある中で、それが生かされていなくてという面では、委員の御指摘のとおりまだ伸びしろがあると思います。そういったことを含めながら、しっかりと付加価値率を、付加価値指数をどのように高めていくかを考えていきたいと思っています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 カジノ導入の視点、争点は経済波及効果と人道的な観点があると思います。この陳情は人道的な観点からだと思います。先ほど新垣委員からもありましたが、以前に検討委員会で沖縄県民を入場させないという答申があったように思いますが、この処理方針を見ますと後退しているというか、そういったようにはなっていません。少しぼかしていると思いますが、いかがでしょうか。

○嵩原安伸観光政策課長 平成19年度から平成20年度にかけて検討委員会を設置して議論しておりますが、その中で一つの選択肢として沖縄県民の入場をさ

せないということもできるのではないかという提案があり、それが報告書の中にも記録されております。

○瑞慶覧功委員 それからすると何かこの処理方針がぼかしすぎだと思いました。やはり人道的な面からすると、では沖縄県民以外だったらいいのかということにもある面あります。やはりそれだけカジノに対する賭博といいますか、そういう意識は誘致派の皆さんでもそういったところをととても憂慮しています。場外馬券所などが県内でも競艇などの話もあちこちから出てきますが、それさえも沖縄県では反対運動でどこにもできていません。そういった沖縄県民の賭博に対する認識といいますか、そういった中でカジノはあり得ないと思います。新垣委員からもありましたが、そろそろ知事も断念する方向で考えたほうが、予算をかけずに、そういった方向に持っていったほうがいいのではないのでしょうか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 本当にさまざまな意見がある中で、平成19年にまとめられた検討委員会の中で出てきた、いわゆる入場規制をかけることも確かに一つの案としてありました。さまざまな中で例えば、シンガポールだと高い入場料は、地元の人には高いお金を払ってまで入るかどうかというところで、高い入場料金設定がされています。パチンコだと、だれでも入れるフリーな感じがありますが、カジノの場合は入り口、間口を少し狭めてそういった規制をつくることで、規制を与えていく、考えていくやり方もあるようですので、そういった面ではそもそもの沖縄県でのカジノ論争も含めて、やはり日本という国の中で、今までカジノという文化がなかったのも、そういった面と言うとIRという新しい考え方もさることながら、世界の中で見るとカジノに対する考え方が若干違います。日本という国の枠の中でカジノ、IRがどういったような座り方をするかは今後の課題になるという気がします。これまでのような考え方ではいけないということが去年1年間勉強して学んだことです。これからの課題はまさに沖縄県でのカジを含む、IRのあり方、あわせて懸念事項に対してどういった対応をしていくのか、今の懸念事項であるギャンブル依存症、パチンコ依存症を含めてもう一度研究するべきだと考えています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 今まで地域説明会やシンポジウムをやっていますよね。こ

れまで何カ所でやって、何名参加していますか。

○**嵩原安伸観光政策課長** 昨年度は地域説明会を6回開催しております。合計244名の参加がありました。シンポジウムは1回開催しております、参加者が146名です。

○**玉城ノブ子委員** 説明会開催のやり方にもいろいろな問題が起きていますよね。いろいろな意見も議員からも出ていましたし、観光振興・新石垣空港整備促進特別委員会の中でも非常に大きな問題になりました。議会の中で指摘された問題について具体的にどのように、その後の地域説明会やシンポジウムの開催ということで、指摘された中身にふさわしい中身になりましたか。

○**平田大一文化観光スポーツ部長** 御指摘がありまして、県の主催する説明会において、推進派というような形のものと一緒に入っているのではないかと。答弁もさせていただきましたが、我々のほうでも確認したところ、県が承認した上でおいたわけではなくて、県のほうでも知らないところでそういったところがありましたので、今後そういったことがないように徹底してその部分については、検討の立場としては推進、反対含めて一同に集まっただいて、平成22年度までやった事業の報告会をさせていただくことが本来の趣旨でしたので、そういったことで1回目以降はそういった事例はないと聞いております。

○**玉城ノブ子委員** これからも説明会やシンポジウムの計画はありますか。

○**嵩原安伸観光政策課長** 今年度は地域説明会という名称は誤解を招く可能性がありますので、セミナーやシンポジウムという名称で、いろいろな立場の方がいますので、一堂に会して意見交換をするような、県がどういった事業をやっているかどういった調査をしているかという、その辺の報告をするようなセミナーを計画しております。

○**玉城ノブ子委員** これからの計画についてお聞かせください。どこでどういったシンポジウムをしますか。

○**嵩原安伸観光政策課長** 今年度は各地域に出向いてということではなくて、具体的な場所は決めていませんが、例えば観光関連の業界の皆さんを集める、学生の皆さんなど。まだアイデアの段階ですが、これから事業計画をつくって

いく予定です。

○玉城ノブ子委員 調査のための予算を計上していますよね。本年度は幾ら計上していますか。それを具体的にどのように使おうとされていますか。

○嵩原安伸観光政策課長 具体的なことしの事業計画ですが、国の動向を踏まえつつ、そういった情報収集を図りながら。一つはモデルの検証論点整理ということで、投資家の視点を含めたビジネスとしての可能性があるかどうかということを含めた論点整理をしたいと思います。またこれまで調査した、地域説明会においていろいろな意見をいただきましたので、こういった論点を整理したいということがあります。先ほど申し上げましたように、ギャンブル依存症の問題については、いろいろな調査のやり方が難しいですが、可能な限り関係機関にヒアリングなどで情報収集をして、可能な限り実態把握に努めたいと思います。また結果については、県民にわかりやすいように情報提供をするということでセミナーやシンポジウムを事業計画として上げています。

○玉城ノブ子委員 ギャンブル依存症の調査もされるわけですね。カジノ問題で大きな問題になるのはギャンブル依存症だと思います。青少年に対する影響もそうですし、ギャンブル依存症の問題もカジノが導入されると大変深刻な状況になると思います。そういう意味においては、しっかりとギャンブル依存症の実態把握をしっかりと調査をし、掌握をしていく必要があると思います。それと同時に沖縄県の観光のあり方、今後どうするかについて、これについてはカジノそのものはいま賭博法で禁止されているわけですから、それそのものに対する調査は問題だと思います。むしろ先ほど文化観光スポーツ部長もおっしゃっていましたが、沖縄県の豊かな資源をどのように生かしていくのが、今後の沖縄観光産業にとって重要だと思いますし、そこが問われてくると思います。ぜひそういう意味では、そういったところに文化観光スポーツ部長が目を向けて、沖縄観光産業のあり方をしっかりとカジノではなくて、沖縄の豊かな資源を生かした観光産業を発展させるというところに力を入れていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 今年度は3つほど考えていきたいと思っています。1つはビジネスとしての可能性、沖縄県内はまだ賛成といいますか、推進を考えている団体や地域の方々もいらっしゃいます。本当にそれが地域経済にどう貢献するのかを含めて、しっかりとビジネスモデルとしての検証をし

なくてはいけないということは考えています。もう一つは、一方でパチンコを含むギャンブル依存症に対する認識、今は全くバックデータがないのでそういったものを横断的に我々としても、そういった相談をしているリカバリーサポートネットワークなどの団体とのつながりも積極的に持ちながら、依存症の人たちの傾向性といいますか、沖縄県内、リカバリーサポートネットワークは全国からも連絡が来ますので、全国との統計などを含めての依存症に対する調査、研究をしっかりとやっていきたいと思えます。それを踏まえた上で、3つ目にそこで知り得た情報を県民に公開していきたいと思っています。それを踏まえた上で、今年度の流れとしてはそういった形でしっかりと検証、研究したものを伝えていく意味でセミナーなどの場を設けていきたいと思っています。あわせて、先ほど投資家の目線を入れたという話がありましたが、これは従来沖縄県民は沖縄にある資産、文化は世界最高だとは言われますが、果たしてそれが本当に外からきた目線の中で映る沖縄県はどうか、こういった姿なのかについては研究、検証をする必要があると思っています。ですから第三者を入れるという意味で、投資環境、人材、インフラなどを見てもらってその指摘を受けながら、例えば県民コンセンサスでノーとなったとしても、沖縄県民にとって沖縄の外から見れば、これが沖縄の宝なんだということがわかる指標をもらえたらいいと思っていますので、そういった面での御理解をいただけたらと思います。

○玉城ノブ子委員 今の文化観光スポーツ部長の話で理解できない部分があります。カジノのことをおっしゃっていますか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 カジノにかかわる投資家の目線を入れて見てもらった中で、沖縄県が持っているインフラ、文化的資源や人材がカジノがあってもなくても、こういった評価をされるかが非常に重要ではないかと思えます。ですから投資家の目線を入れて見てみたいという答弁です。

○玉城ノブ子委員 カジノがなくても沖縄県の豊かな資源を生かしていけば、観光産業としてもっと発展する可能性があるのだと私は思います。そういった視点で沖縄県の観光産業を見る場合に、そういった視点でもっと生かされていない資源をこれからどのように生かしていくのか、観光産業とつなげていくのかにもっと力を入れていくことが必要だということをお聞きしているのです。

○平田大一文化観光スポーツ部長 おっしゃるとおりです。ですからカジノを

含めたエンターテインメント施設をつくるという人たちは、もちろんカジノというエンジン、運営するエンジンがあって周りのエンターテインメントをしっかりとつくっていかうとなります。カジノがなくてもエンターテインメントだけで回るものであるか否かは、やりとりの中で。ちょっと……

○玉城ノブ子委員 沖縄21世紀ビジョン基本計画の中でそのように位置づけられているのではないですか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 調査に関しては、ビジネスモデルが本当にあるか否かは調査するとして、沖縄県にある文化的資源やスポーツの持っている魅力、MICEとしてのコンベンション機能はどうかなども含めての調査はあわせて別の視点でやります。

○玉城ノブ子委員 皆さんが沖縄21世紀ビジョン基本計画の中できちんと具体的に豊かな自然環境、独自の歴史、文化を生かした沖縄本来の観光を、付加価値を加えた魅力ある観光を発展させていこうという位置づけでやっているわけですよね。ですから、皆さん方が沖縄21世紀ビジョン計画で打ち出しているこの基本計画に基づいて、沖縄県の観光産業を発展させていくという方向性をさらに一層深めていくことが必要だと思います。

○下地芳郎観光政策統括監 玉城委員の御質疑に対する文化観光スポーツ部長の答弁の補足をさせていただきます。沖縄21世紀ビジョン基本計画にうたっている部分をどのように進めるのかということはまさに本質的な部分ですので、これはこの趣旨に基づいてしっかりとやっていきます。一方で現在導入を検討しているIRについては、そもそも国においても国際観光を振興するための大きな材料として検討を始めてきたということがあります。先ほど仲村委員からもありましたように、世界で比較したときに日本に来る外国人観光客が物すごく少ないです。一方でフランスやスペインは5000万人から6000万人、去年日本は600万人台でした。まだ1000万人にも達していません。そういった状況を打破するための一つの材料として、IRを検討していこうということが基本にあります。そういった中で、沖縄県についても国際観光の振興、夜間のエンターテインメントという沖縄県が抱えている課題の解決の一つとしてこれを検討していこうと。その上でビジネスモデルが成り立つのか否かをしっかりとビジネスの専門家にも検討してもらった上で、プラスもマイナスも含めて県民に公開してコンセンサスを得るという流れを考えています。先ほどの沖縄21世紀ビジ

ョン基本計画についてはしっかりとこれに沿った形の事業をやっていくという御理解をお願いします。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化観光スポーツ部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。その後玉城満委員より提出された駐留軍労働者の生活確保と日米地位協定等の改定等に関する意見書を提出するかどうかなどについて協議した結果、意見の一致を見なかった。)

○上原章委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序及び方法について協議する)

○上原章委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第12号議案沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第13号議案沖縄 I T 津棟梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第13号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第16号議案工事請負契約についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第16号議案は可決されました。

次に、乙第23号議案指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第23号議案は可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○上原章委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情6件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 上原 章